

子どもたちの笑顔いっぱい 太陽のまちづくり 八重瀬



平成22年3月
八重瀬町



あいさつ

八重瀬町は合併して4年が経ち、第一次総合計画に基づき新しいまちづくりを着実に進めているところであります。特に、県都那覇市の近郊都市として、また南部の中心地として本町の特色ある住みよい街づくりを目指して努力しています。「誰もが住みよい街づくり」という住環境形成にあっては、屋宜原・伊覇地区における2地区の区画整理事業によって、見違えるような宅地形成と合いなり、急激な人口増・人気店舗の進出等で著しく急速な変化を続けています。

その状況下にあって、働き盛りの年齢層の転入も相次いでいることに鑑み、安心して働ける子育て支援等の環境整備も重要課題となっておりまいりました。特に、子どもの育成や子育て家庭の支援ということでの計画的な支援策を進めなくてはなりません。そんな中かねてより検討されていた「次世代育成支援行動計画書（後期）」が出来上がり、町の抱える課題も明確になってきました。

「八重瀬町次世代育成支援行動計画 後期計画」は、町における18歳未満の子どもたちの育成支援、子育て家庭の支援について掲げたものであり、平成22年度から26年度までの5年間の計画になっています。本計画の策定におきましては、町民からのアンケート調査のほか、関係機関等の現場担当者、行政担当者など様々な方面から多くの声を聴取し、今求められていることの把握を重視致しました。

計画書には「保育のみならず、保健、教育、生活環境等の整備を掲げており、健やかで心豊かに子どもが育つために取り組み、子どもたちの笑顔あふれる地域にしたい」という願いが込められております。

子どもたちの笑顔は、みんなの気持ちを明るくしてくれます。子どもの笑顔は親や大人の笑顔を生み、その笑顔はまた子どもの笑顔へと呼応いたします。子どもたちの笑顔のために、行政、関係機関、地域、家庭がそれぞれの役割を担い、またともに手を取り合って次代を担う子どもたちの育成支援を進めていきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました八重瀬町次世代育成支援行動計画策定委員の皆様、アンケート調査に協力頂きました町民の皆様、そのほか関係機関の方々に厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも本町の次世代育成対策へのご支援とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

平成22年3月

八重瀬町長 比屋根 方次

～ 目 次 ～

第 1 章 計画策定の概要	6
1. 計画の背景と趣旨	6
2. 計画の性格	6
3. 計画の期間	6
4. 計画の策定体制	7
5. 住民の意見の反映	7
第 2 章 計画の基本的な考え方	8
1. 基本理念	8
2. 計画策定の視点	8
3. 基本目標	9
4. 施策の体系	10
第 3 章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	15
1. 少子化の動向	15
2. 産業・就労の状況	29
3. 母子の健康と医療	31
4. 保育サービス等の現状	36
5. 障害児の保育・教育	39
第 4 章 これまでの取り組み状況（前期計画の点検）	40
前期の点検 1 地域における子育ての支援について	40
1. 地域の子育て支援サービス	40
2. 保育サービス	41
3. 相談・情報提供及び子育て支援ネットワークづくり	42
4. 児童の健全育成	42
前期の点検 2 母と子の健康の確保及び増進について	43
1. 母子保健事業	43
2. 「食育」について	45
前期の点検 3 子どもの成長に資する教育環境の整備について	46
1. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	46
前期の点検 4 子育てを支援する生活環境について	48
1. 安心して外出できる環境の整備	48
2. 子どもの安全の確保など、安心して暮らせるまちづくり	48

前期の点検 5 職業生活と家庭生活との両立について	49
1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	49
前期の点検 6 要保護児童対策について	50
1. 児童虐待の防止	50
2. ひとり親家庭への支援	50
3. 障害児施策の充実	50

第5章 今後の取り組み	52
--------------------	-----------

基本目標 1 地域における子育ての支援の充実	52
1. 子育て支援サービスの充実	52
2. 保育サービスの充実	53
(1) 通常保育事業の充実	53
(2) 延長保育事業の充実	53
(3) 保育内容の充実	53
(4) 認可外保育施設との連携の推進	53
3. 相談・情報提供及び子育て支援ネットワークづくり	54
(1) 子育て支援ネットワークづくり	54
(2) 子育て相談の充実	54
4. 児童の健全育成のための取り組みの推進	55
(1) 子どもの遊び場の充実	55
(2) 子どもたちの活動の充実	55
(3) 子どもの居場所づくりの推進	56
基本目標 2 母と子の健康の確保及び増進	57
1. 母子保健事業の充実	57
2. 「食育」の推進	58
3. 思春期保健対策の充実	59
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	60
1. 次代の親づくり	60
2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	60
(1) 確かな学力の向上	60
(2) 豊かな心の育成	61
(3) 健やかな体の育成	61
(4) 特色ある学校づくり、信頼される学校づくり	61
(5) 幼児教育の充実	62
3. 家庭と地域の教育力の向上	63
(1) 家庭教育への支援	63
(2) 地域の教育力の向上	63

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	64
1. 地域環境の保全	64
2. 安心して外出できる環境の整備	64
(1) 道路交通環境の整備充実	64
(2) 子育て家庭に配慮した屋内・屋外環境の整備充実	64
3. 子どもの安全の確保と安心できるまちづくりの推進	64
(1) 交通安全対策の推進	64
(2) チャイルドシートの利用促進	64
(3) 安全なまちづくりの推進	65
(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	65
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	66
1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	66
2. 仕事と子育ての両立の推進	66
基本目標 6 子どもの権利擁護と要保護児童への支援	67
1. 子どもの権利を尊重する社会づくり	67
2. 児童虐待の防止と子どもの保護	67
3. ひとり親家庭への支援	68
4. 障害児施策の充実	68

第 6 章 目標値	70
1. 子育て支援事業関連	70
2. その他の目標値	71

第 7 章 計画の推進	72
1. 計画の推進体制	72
2. 計画の進行管理	72
3. 計画の進行状況についての公表	72

資 料 編	73
八重瀬町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	74
八重瀬町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿	75
策定の経過	76

第1章 計画策定の概要

1. 計画の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化、夫婦共働き世帯の増加、地域性の希薄化が続く中、子育て家庭の保育需要は依然として高く、認可保育所（園）の定員を増やしても待機児童はなかなか解消されない状況にあります。

国においても認可保育所（園）の量的拡大や多様な保育に対応する対策に取り組み、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境整備を図るために行動計画の策定を市町村や事業主に義務づけました。

本町においては合併前の旧東風平町、旧具志頭村でそれぞれ前期計画を策定し、保育、母子保健、教育、生活環境などの広い分野において、次世代育成支援の対策を総合的に掲げ、子どもの育ちと子育てが安心してできる地域環境づくりを目指して取り組んできました。

後期計画策定においては、前期計画期間における事業の実施状況やニーズ等を考慮して施策の継続や改善を検討し、計画の見直しを行いました。

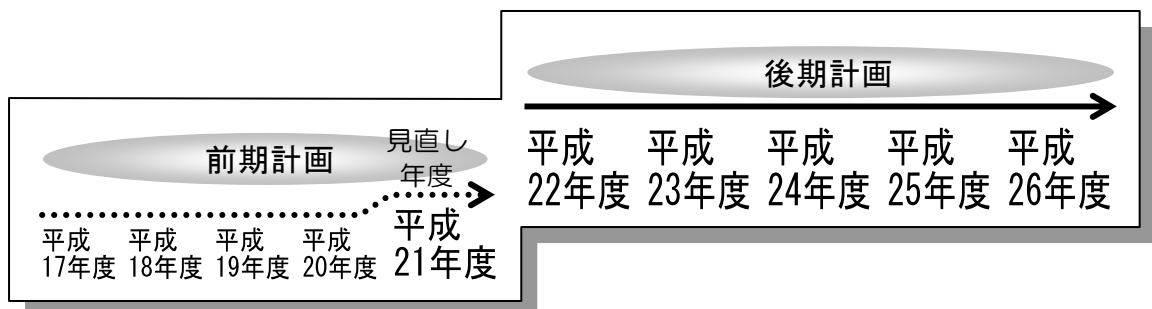
2. 計画の性格

本計画は、地域において、安心して子どもを生み育てるための環境整備を進めるとともに、子どもたちの健やかな成長に資するため、妊娠期から思春期までの各発達段階に対応した、様々な分野での取り組みを、総合的・一体的に推進していくものです。

3. 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年計画の後期計画に当たり、平成 22 年度から 26 年度までが計画期間となります。

なお、計画に掲げる取り組みは、計画最終年度の平成 26 年度を目標年度としますが、保育関連の目標数値は、国の新待機児童ゼロ作戦の最終年度に当たる平成 29 年度を目標とします。



4. 計画の策定体制

(1) 策定委員会

計画の策定において広く意見を聴取し、意見交換及び審議を行うため、児童の保健や福祉に関わっている地域の方々や学識経験者、行政職員等により構成される「八重瀬町次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置し協議を行いました。

第1回	平成21年7月29日	・計画概要説明、アンケート結果の報告
第2回	平成21年12月24日	・前期計画の点検、評価の審議
第3回	平成22年1月18日	・前期計画の点検、評価の審議
第4回	平成22年2月18日	・後期計画での取り組み案の審議
第5回	平成22年3月30日	・後期計画素案の審議

5. 住民の意見の反映

(1) アンケートの実施

計画を策定するにあたり、子どもや子を持つ家庭の生活状況や要望等の実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

①調査対象と配布件数、調査方法

調査対象		配布件数	調査方法
就学前児童	認可保育所(園)利用者(保護者/抽出調査)	400	各保育施設を通して、保護者への調査票配布と回収を行いました。
	幼稚園利用者(保護者/抽出調査)	150	
	認可外保育施設利用者(保護者/抽出調査)	90	
	家庭での保育(保護者/抽出調査)	200	調査票を自宅へ郵送、民生委員による訪問回収を行いました。
小学校1年生～6年生(保護者/抽出調査)		600	学校を通して、保護者への調査票配布と回収を行いました。
中学校2年生(本人/抽出調査)		350	学校を通して、調査票配布と回収を行いました。
青少年(16歳の町民)(本人/抽出調査)		250	調査票を自宅へ郵送、民生委員による訪問回収を行いました。
合計		2,040	

②調査基準日・調査期間

【調査基準日】 平成20年12月1日

【調査期間】 平成20年12月15日～1月31日

③回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童を持つ家庭	840	605	72.0%
小学生を持つ家庭	600	382	63.4%
中学生	350	286	81.7%
青少年	250	157	62.8%
合 計	2,040	1,430	70.1%

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、旧2町村で掲げていた理念に基づくほか、計画づくりの過程で議論されてきた内容を踏まえ、目指す姿を以下のように設定します。

子どもたちの笑顔いっぱい 太陽のまちづくり 八重瀬

☆何よりも子どもたちが心身ともに健やかに成長し、様々な体験や人とのふれあいを通して豊かな心が育まれる環境づくりを目指します。また悩みや心配ごとへの対応や、こんなまちになったらいいのに…という要望への対応がしっかりと取れて、安心して過ごせるような環境づくりを行い、子どもがいつも太陽のように明るい笑顔でいられることを目指します。

☆子どもの成長のための基本となるのは家庭です。子育て家庭は育児、保育、子どもの成長、経済面など、様々な不安を抱えがちです。しかし、八重瀬町なら大丈夫！と安心して子どもを生み育てることができるように、行政と子育てに関わる機関、地域の人々が、「子どもの成長に関わっていく」という意識を高め、みんなが輪になって子どもと子育て家庭を支えていく環境づくりを行い、保護者が安心して過ごし、笑顔でいられることを目指します。

2. 計画策定の視点

・ ・ 子どもの視点 ・ ・

わが国が平成6年に批准した「子どもの権利条約」では、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を展開し、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。そこで本計画においても子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った施策の展開を図ります。

・ ・ 次代の親づくりの視点 ・ ・

子どもは次代を担うとともに、次代の親になるという認識の下に、子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つための取り組みを進めていくことが必要です。子どもが親になった時、子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを感じ、親としての自覚を持って家庭を築いていけるように、次代の親づくりの視点に立った施策の展開を図ります。

・ ・ 子育て家庭への支援の視点 ・ ・

家庭は子どもにとって最初の学習の場であり、生活の基本的な場になるとともに、心の拠り所になる場であるという認識を親が持つことが必要です。そこで本計画においては、全ての家庭が安心して子育てができる環境整備を推進するとともに、子どもを生み育てる親に、親としての心構え等を啓発する機会の提供や家庭教育の支援など、子育て家庭への支援の視点に立った施策の展開を図ります。

・ ・ 社会全体で支援する視点 ・ ・

女性の社会進出など価値観が多様化する現代においては、人々の生活パターンもまた多様化しています。そこで本計画においては、子育て家庭が孤立することがないように隣近所や地域社会がサポートしていく体制づくりや、男性の育児休業の導入など子育て中の親に対する理解と配慮を企業に啓発する等、子育てと仕事を両立させることができる環境づくりを推進するため、社会全体で子育て家庭を支援する視点での施策の展開を図ります。

3. 基本目標

基本目標1 地域における子育ての支援の充実

基本目標2 母と子の健康の確保及び増進

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標6 子どもの権利擁護と要保護児童への支援

4. 施策の体系

基本目標1 地域における子育ての支援の充実

1. 子育て支援サービスの充実

- | | |
|------------------|---------------------|
| ①一時預かりの充実 | ⑤子ども手当の支給 |
| ②幼稚園における預かり保育の充実 | ⑥母親クラブの活動支援 |
| ③地域子育て支援拠点事業の推進 | ⑦ファミリーサポートセンター事業の実施 |
| ④放課後児童健全育成事業の充実 | ⑧その他の子育て支援事業の実施検討 |

2. 保育サービスの充実

- (1) 通常保育事業の充実
- (2) 延長保育事業の充実
- (3) 保育内容の充実
 - ①保育の充実促進
 - ②親育ての推進
 - ③保育の質の向上
 - ④園庭の開放
- (4) 認可外保育施設との連携の推進

3. 相談・情報提供及び子育て支援ネットワークづくり

- (1) 子育て支援ネットワークづくり
- (2) 子育て相談の充実
 - ①相談体制の強化
 - ②各相談機関の連携強化
- (3) 子育てに関する情報提供の充実
 - ①広報紙の充実
 - ②気軽に入手できるような情報提供の検討
 - ③ホームページの子育て支援コーナーの開設
 - ④子育てガイドの発行

4. 児童の健全育成のための取り組みの推進

- (1) 子どもの遊び場の充実
 - ①遊び場の充実
 - ②児童館の充実
- (2) 子どもたちの活動の充実
 - ①子ども会等の活動の充実
 - ②ボランティア活動の推進
 - ③福祉教育の推進（社会福祉協議会）
 - ④西部プラザ公園における自然体験の実施
 - ⑤ハッピーサービス（祝い隊）の推進
- (3) 子どもの居場所づくりの推進
 - ①放課後の居場所づくりの推進
 - ②新興住宅地の居場所づくり検討
 - ③公民館の活用
 - ④退職教員の活用、教員を目指す大学生等の活用の推進
 - ⑤青少年のための対策の推進

基本目標2

母と子の健康の確保及び増進

1. 母子保健事業の充実

- ①親子健康手帳の交付及び活用促進
- ②母子保健に関する相談の充実
- ③母子保健推進員の活動の充実
- ④妊婦健康診査の充実
- ⑤乳幼児健康診査の充実と受診率の向上
- ⑥2歳児歯科検診の充実
- ⑦健診結果の活用
- ⑧予防接種の推進
- ⑨妊産婦訪問指導の推進
- ⑩こんにちは赤ちゃん事業の推進（新生児訪問）
- ⑪乳幼児訪問指導の推進
- ⑫乳幼児医療費助成事業
- ⑬禁煙指導の強化
- ⑭育児サークルの充実
- ⑮小児科救急外来利用についての周知・広報

2. 「食育」の推進

- ①食に関する保護者等への意識啓発
- ②離乳食実習の充実
- ③認可保育所（園）における食育の推進
- ④学校における食育の推進
- ⑤食育についての連携

3. 思春期保健対策の充実

基本目標3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 次代の親づくり

- ①男女共同参画意識の啓発
- ②児童生徒が乳幼児とふれあう機会の提供

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

（１）確かな学力の向上

- ①基礎、基本の定着と学習を支える力の育成
- ②夏期スクールの充実
- ③英語活動の充実
- ④コンピュータ教育の充実
- ⑤教職員の資質向上
- ⑥学習支援ボランティアの確保

（２）豊かな心の育成

- ①道徳教育の充実
- ②体験的な活動、学習の充実
- ③文化、芸術活動の推進

（３）健やかな体の育成

- ①学校における子どもの健康づくりの推進
- ②学校における体育・スポーツ活動の充実

（４）特色ある学校づくり、信頼される学校づくり

- ①特色ある学校づくりの推進
- ②「学校評議員制度」による学校経営の推進
- ③校種間連携の推進
- ④学校の安全対策の充実
- ⑤教育相談の充実
- ⑥学校施設等の整備充実

（５）幼児教育の充実

- ①幼児教育の充実
- ②幼小連携及び保育園との連携の推進

3. 家庭と地域の教育力の向上

（１）家庭教育への支援

- ①家庭教育への支援
- ②家庭教育の意識啓発

（２）地域の教育力の向上

- ①地域活動の推進及び理解促進
- ②教育講演会の実施
- ③地域教育懇談会の実施

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

1. 地域環境の保全

2. 安心して外出できる環境の整備

（1）道路交通環境の整備充実

（2）子育て家庭に配慮した屋内・屋外環境の整備充実

- ①子育て家庭にやさしいまちづくりの推進
- ②講演会等による子育て支援の充実

3. 子どもの安全の確保と安心してできるまちづくりの推進

（1）交通安全対策の推進

- ①「交通安全運動」の推進
- ②交通安全教育の推進
- ③交通安全用具の支給

（2）チャイルドシートの利用促進

（3）安全なまちづくりの推進

- ①地域における安全なまちづくりの推進
- ②青少年健全育成推進協議会の活動支援
- ③「地域安全マップ」の作成、危険か所等の周知

（4）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ①地域のパトロールの推進
- ②犯罪に関する情報提供及び情報交換

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

2. 仕事と子育ての両立の推進

基本目標6

子どもの権利擁護と要保護児童への支援

1. 子どもの権利を尊重する社会づくり

- ①子どもの権利擁護の意識向上
- ②子どもの意見を聞く場の設置

2. 児童虐待の防止と子どもの保護

- ①協議会やケース会議の強化
- ②虐待予防の啓発の推進
- ③育児支援家庭訪問事業の実施
- ④虐待等の相談体制の充実
- ⑤要保護児童対策の連携強化

3. ひとり親家庭への支援

- ①ひとり親家庭の把握と相談の充実
- ②母子及び父子家庭医療費助成
- ③児童扶養手当支給
- ④社会福祉協議会による母子寡婦福祉事業の支援
- ⑤母子家庭の母親に対する就労促進

4. 障害児施策の充実

- ①障害の早期発見・早期対応の充実
- ②障害児支援ネットワークづくり
- ③相談支援の推進
- ④障害児保育・特別支援教育の充実
- ⑤学童クラブにおける障害児の受け入れ支援
- ⑥発達障害に対する支援策の推進
- ⑦障害児のための福祉サービスの充実
- ⑧障害児を持つ家庭への手当の支給

第3章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1. 少子化の動向

(1) 総人口・年齢三区分別人口の推移

町の総人口は増加傾向で推移しており、平成21年は26,966人となっています。年齢三区分別にみると、生産年齢人口と老年人口は増加していますが、年少人口は減少傾向にあります。

計画期間の平成22年から26年については、各年齢区分とも人口が増加すると推計されています。

総人口・年齢三区分別人口の推移

単位：人、%

			平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
八重瀬町	実績	総人口	26,516	26,360	26,676	26,966
		年少人口 (0～14歳)	4,842	4,689	4,653	4,682
		生産年齢人口 (15～64歳)	17,298	17,193	17,423	17,597
		老年人口 (65歳以上)	4,376	4,478	4,600	4,687
	構成比	年少人口	18.3	17.8	17.4	17.4
		生産年齢人口	65.2	65.2	65.3	65.3
		老年人口	16.5	17.0	17.2	17.4
沖縄県	構成比	年少人口	18.5	18.3	18.2	18.0
		生産年齢人口	65.6	65.4	65.2	65.0
		老年人口	15.9	16.3	16.6	17.0

資料 町：「住民基本台帳」各年4月1日現在

県：「住民基本台帳人口の概要」各年4月1日現在

総人口・年齢三区分別人口の推計

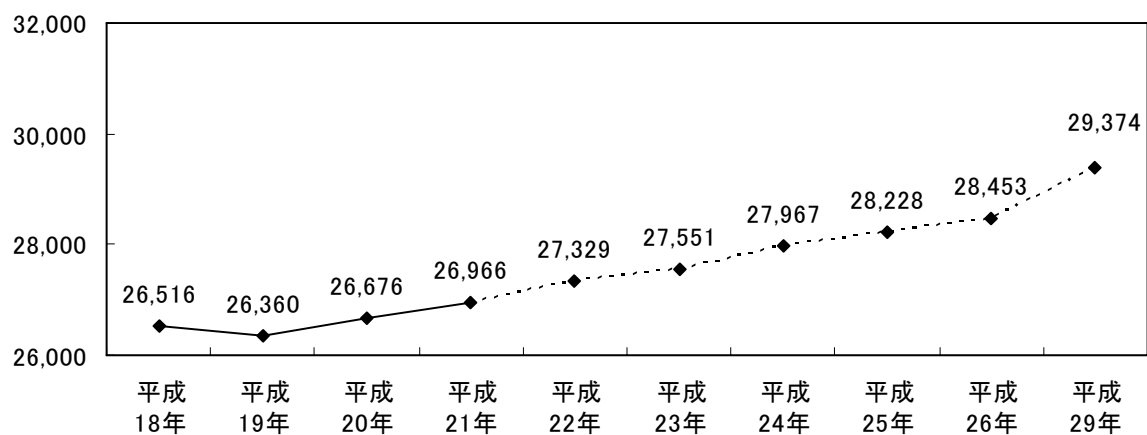
単位：人、%

			平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
推計値	総人口		27,329	27,551	27,967	28,228	28,453	29,374
	年少人口 (0～14歳)		4,745	4,840	4,919	5,037	5,141	5,464
	生産年齢人口 (15～64歳)		17,762	17,973	18,145	18,139	18,155	17,945
	老年人口 (65歳以上)		4,822	4,738	4,903	5,052	5,157	5,965
構成比	年少人口		17.4	17.6	17.6	17.8	18.1	18.6
	生産年齢人口		65.0	65.2	64.9	64.3	63.8	61.1
	老年人口		17.6	17.2	17.5	17.9	18.1	20.3

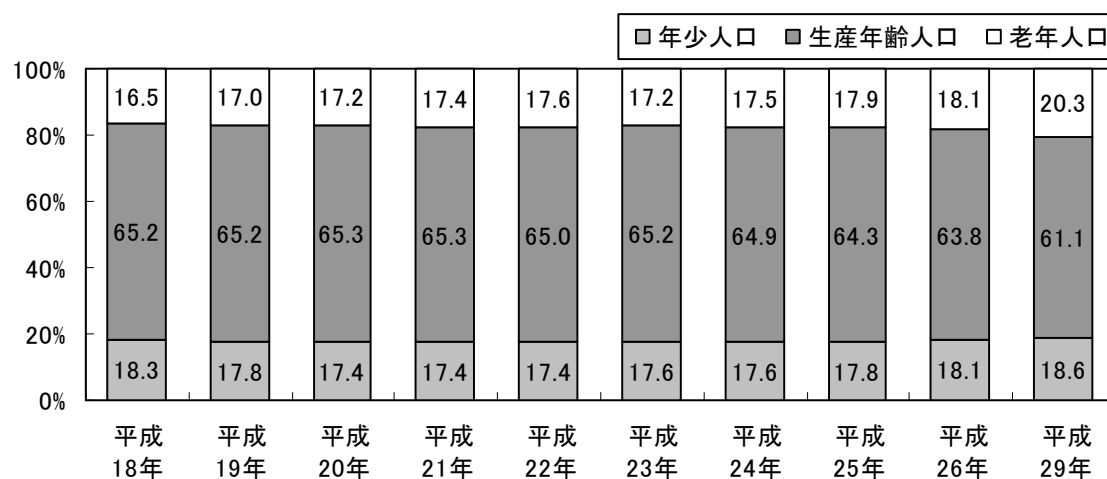
資料：町「住民基本台帳」より推計（コーホート変化率法による）

総人口の推移と推計

(人)



年齢三区分別人口の推移と推計



(2) 児童人口の推移

①児童人口の推移

児童人口（18歳未満人口）は平成20年までは減少傾向で推移していましたが、21年は増加に転じ、5,833人となっています。

年齢階級別に見ると、就学前児童である「0～5歳」と高校生に当たる「15～17歳」は、平成19年を境に増加に転じていますが、小学生に当たる「6～11歳」と中学生に当たる「12～14歳」は、毎年減少しています。

計画期間の平成22年から26年については、「0～5歳」と「6～11歳」は一貫して増加すると推計されています。「12～14歳」は横ばい、「15～17歳」は概ね減少傾向で推移すると見込まれます。

児童人口の推移

単位：人、％

年齢		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
実績	0～5歳	1,691	1,631	1,656	1,721
	6～11歳	1,991	1,925	1,914	1,909
	12～14歳	1,160	1,133	1,083	1,052
	15～17歳	1,150	1,112	1,137	1,151
	総数	5,992	5,801	5,790	5,833
対総人口比		22.6％	22.0％	21.7％	21.6％

資料：町「住民基本台帳」各年4月1日現在

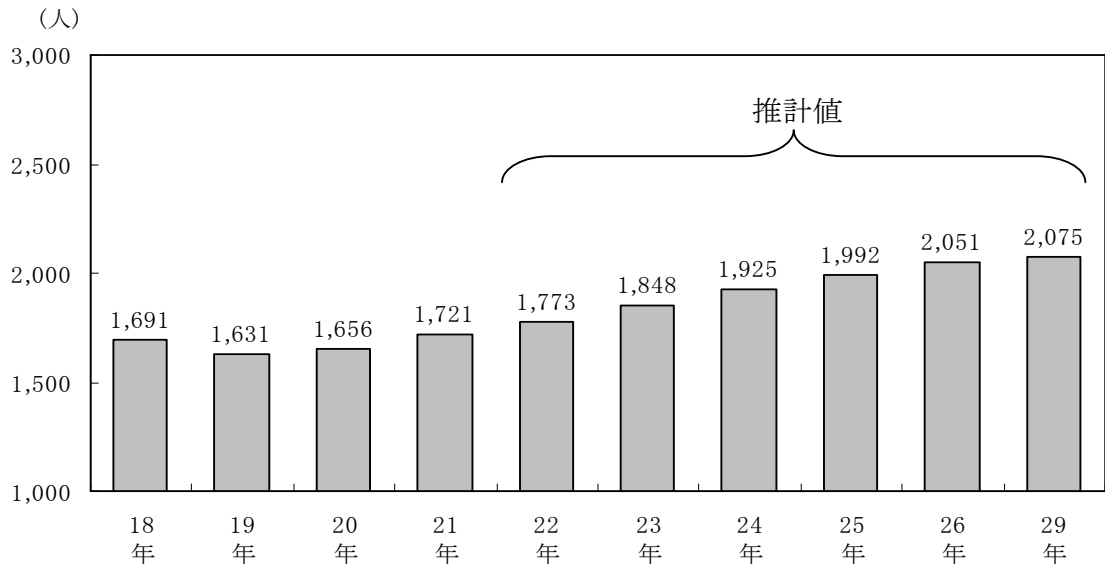
児童人口の推計

単位：人、％

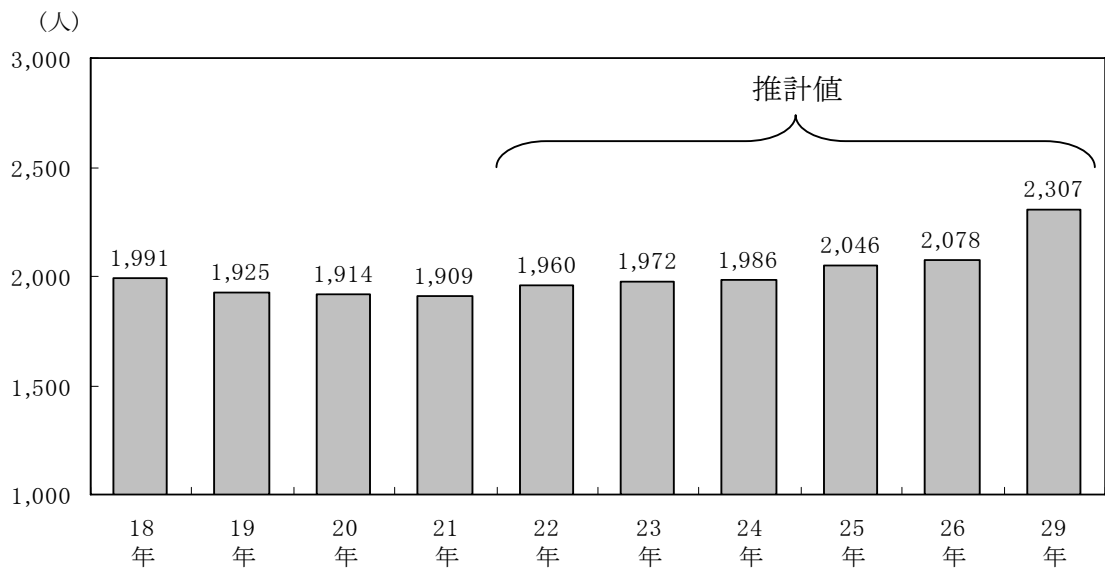
年齢		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
推計値	0～5歳	1,773	1,848	1,925	1,992	2,051	2,075
	6～11歳	1,960	1,972	1,986	2,046	2,078	2,307
	12～14歳	1,012	1,020	1,008	999	1,012	1,082
	15～17歳	1,112	1,044	1,013	975	983	976
	総数	5,857	5,884	5,932	6,012	6,124	6,440
対総人口比		21.4％	21.4％	21.2％	21.3％	21.5％	21.9％

資料：町「住民基本台帳」より推計（コーホート変化率法による）

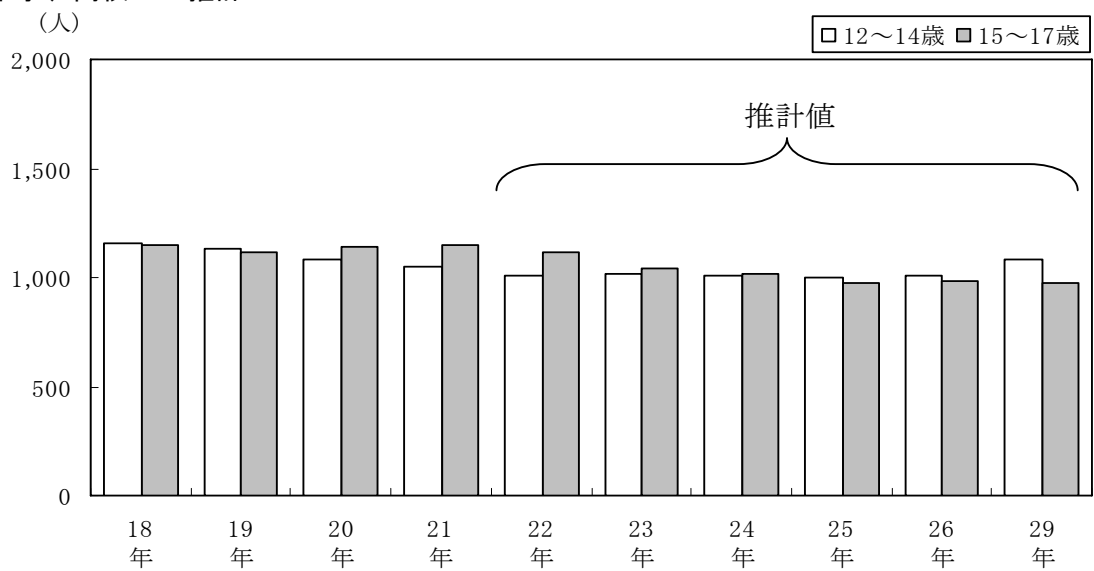
就学前の推計



小学生の推計



中学、高校生の推計



②地区別・年齢階級別児童人口

地区別の児童人口をみると、東風平が1,187人と突出して多く、2割を占めています。その他の地区はいずれも1割に満たない比率となっています。児童人口がもっとも少ないのは与座の22人(0.4%)で、次いで、第一団地が28人(0.5%)となっています。

地区別・年齢階級別児童人口

単位：人、%

地区名	児童人口		0～5歳		6～11歳		12～14歳		15～17歳	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
東風平	1,187	20.3	387	21.6	406	21.1	193	19.1	201	18.0
伊覇	525	9.0	257	14.3	150	7.8	61	6.0	57	5.1
上田原	39	0.7	4	0.2	15	0.8	8	0.8	12	1.1
屋宜原	250	4.3	148	8.3	61	3.2	22	2.2	19	1.7
富盛	258	4.4	70	3.9	81	4.2	57	5.6	50	4.5
世名城	216	3.7	69	3.9	69	3.6	41	4.1	37	3.3
高良	49	0.8	11	0.6	16	0.8	10	1.0	12	1.1
志多伯	183	3.1	62	3.5	65	3.4	20	2.0	36	3.2
当銘	121	2.1	41	2.3	39	2.0	22	2.2	19	1.7
小城	86	1.5	13	0.7	30	1.6	19	1.9	24	2.1
宜次	237	4.1	80	4.5	82	4.3	33	3.3	42	3.8
外間	63	1.1	20	1.1	15	0.8	12	1.2	16	1.4
友寄	276	4.7	66	3.7	95	4.9	55	5.4	60	5.4
第一団地	28	0.5	11	0.6	8	0.4	4	0.4	5	0.4
白川ハイツ	82	1.4	25	1.4	33	1.7	10	1.0	14	1.3
大倉ハイツ	54	0.9	23	1.3	20	1.0	5	0.5	6	0.5
屋宜原団地	65	1.1	8	0.4	25	1.3	14	1.4	18	1.6
外間団地	105	1.8	14	0.8	36	1.9	30	3.0	25	2.2
友寄東ハイツ	115	2.0	24	1.3	23	1.2	28	2.8	40	3.6
外間高層住宅	178	3.0	27	1.5	76	4.0	38	3.8	37	3.3
県営屋宜原団地	98	1.7	37	2.1	46	2.4	6	0.6	9	0.8
八重瀬分屯地	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
具志頭	310	5.3	92	5.1	98	5.1	47	4.6	73	6.5
新城	226	3.9	47	2.6	77	4.0	49	4.8	53	4.7
後原	188	3.2	39	2.2	72	3.7	36	3.6	41	3.7
大頓	65	1.1	19	1.1	20	1.0	14	1.4	12	1.1
玻名城	122	2.1	29	1.6	34	1.8	25	2.5	34	3.0
安里	187	3.2	32	1.8	68	3.5	42	4.2	45	4.0
与座	22	0.4	1	0.1	8	0.4	3	0.3	10	0.9
仲座	72	1.2	12	0.7	24	1.2	16	1.6	20	1.8
港川	128	2.2	34	1.9	43	2.2	25	2.5	26	2.3
長毛	125	2.1	51	2.8	28	1.5	19	1.9	27	2.4
転生園	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
南与座分屯地	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県営大頓団地	103	1.8	21	1.2	38	2.0	30	3.0	14	1.3
県営長毛団地	83	1.4	18	1.0	23	1.2	17	1.7	25	2.2
総数	5,846		1,792		1,924		1,011		1,119	

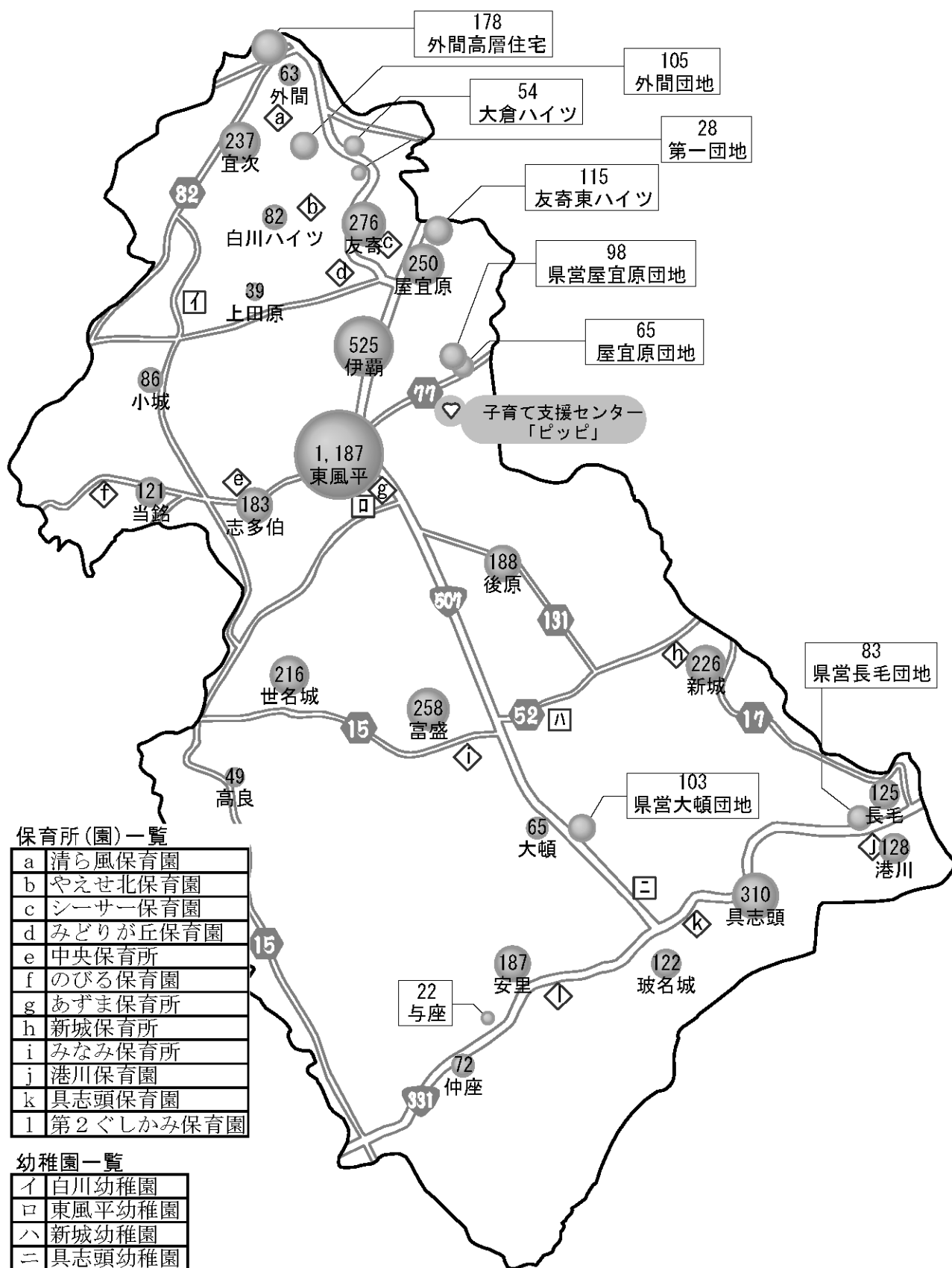
資料：「住民基本台帳」平成22年1月31日現在

單位：人



18歳未満（平成22年1月31日現在）

単位：人



(3) 自然動態・社会動態

自然動態をみると、毎年出生数が死亡数を上回っており、平成19年の増加数は80人となっています。

社会動態では平成18年は転出数が転入数を上回ったため、171人減となっていますが、19年は転入数が転出数を大きく上回り、245人増加しています。

自然動態・社会動態

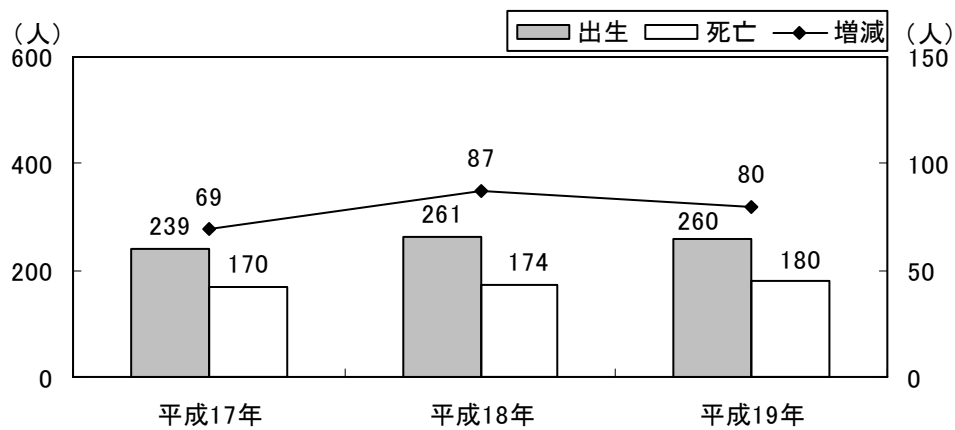
単位：人

年度	自然動態			社会動態						
	出生	死亡	増減	増加数			減少数			増減
				転入	その他	転入計	転出	その他	転出計	
平成17年	239	170	69	1,407	26	1,433	1,233	10	1,243	190
平成18年	261	174	87	1,124	24	1,148	1,310	9	1,319	▲171
平成19年	260	180	80	1,402	13	1,415	1,167	3	1,170	245

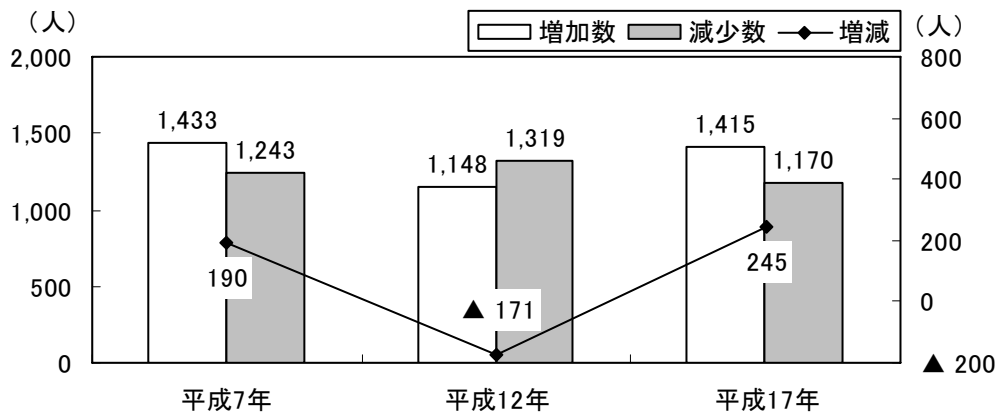
資料：自然動態：沖縄県「衛生統計年報」

社会動態：沖縄県統計年鑑

自然動態



社会動態



(4) 出生率

①母親の年齢階級別出生数

出生数を母親の年齢階級別にみると、毎年「25～29 歳」の出生数がもっとも多く、平成 19 年では 80 人となっています。

母親の年齢階級別出生数

単位：人

年齢階級	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
15～19歳	8	8	13	13	8
20～24歳	53	59	50	57	62
25～29歳	90	70	71	77	80
30～34歳	83	65	58	72	68
35～39歳	24	38	44	34	27
40～44歳	9	8	3	7	15
45～49歳	0	0	0	1	0
計	267	248	239	261	260

資料：沖縄県「衛生統計年報」

②出生率

町の出生率は概ね 10‰台で推移しており、毎年、全国に比べて高いものの、県を下回る状況にあります。

出生率の推移

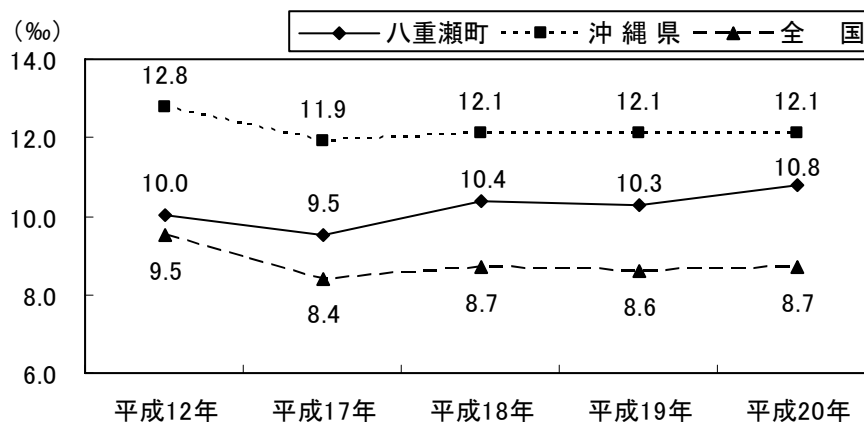
単位：率（人口千対）

	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
八重瀬町	10.0	9.5	10.4	10.3	10.8
沖縄県	12.8	11.9	12.1	12.1	12.1
全 国	9.5	8.4	8.7	8.6	8.7

資料：沖縄県「衛生統計年報」

平成 20 年は沖縄県福祉保健部福祉保健企画課「平成 20 年 人口動態統計」

出生率の推移



③合計特殊出生率

合計特殊出生率は平成 18 年以降横ばいで推移しており、20 年は 1.59 となっています。全国を上回っているものの、県より低い状況です。

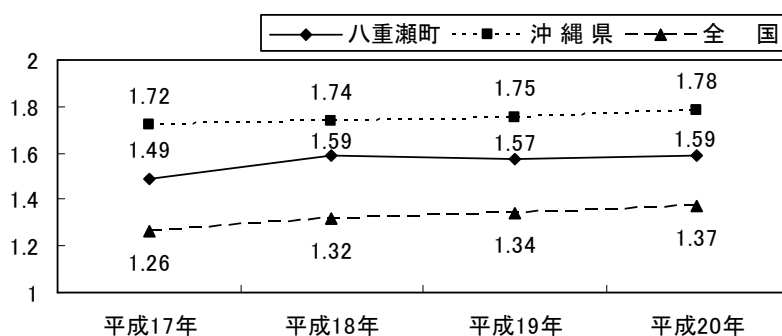
合計特殊出生率の推移

単位：人

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
八重瀬町	1.49	1.59	1.57	1.59
沖縄県	1.72	1.74	1.75	1.78
全 国	1.26	1.32	1.34	1.37

資料：厚生労働省資料

合計特殊出生率の推移



(5) 婚姻

婚姻件数は概ね増加傾向で推移しており、平成 20 年は 166 件となっています。婚姻率は平成 18 年を除き、県や全国を下回っています。

婚姻

単位：件、率（人口千対）

		平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
八重瀬町	婚姻件数	129	135	172	137	166
	婚姻率	5.2	5.4	6.8	5.4	6.5
沖縄県	婚姻件数	9,077	8,808	8,853	8,620	8,898
	婚姻率	6.9	6.5	6.5	6.3	6.5
全 国	婚姻率	6.4	5.7	5.8	5.7	5.8

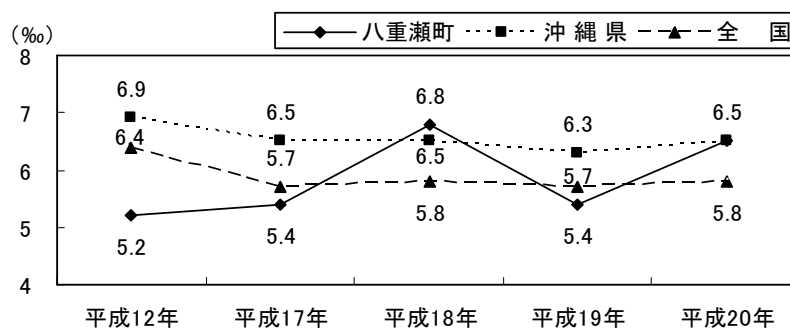
資料 町：沖縄県「衛生統計年報」

県・全国：「福祉保健所活動概況」

平成 20 年は沖縄県福祉保健部福祉保健企画課「平成 20 年人口動態統計」

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1000$$

婚姻率の推移



(6) 離婚

離婚件数はほぼ横ばいで推移しており、平成20年は59件となっています。離婚率は県より低くなっています。

離婚

単位：件、率（人口千対）

		平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
八重瀬町	離婚件数	47	63	49	61	59
	離婚率	1.9	2.5	1.9	2.4	2.3
沖縄県	離婚件数	3,589	3,666	3,650	3,698	3,565
	離婚率	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6
全 国	離婚率	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0

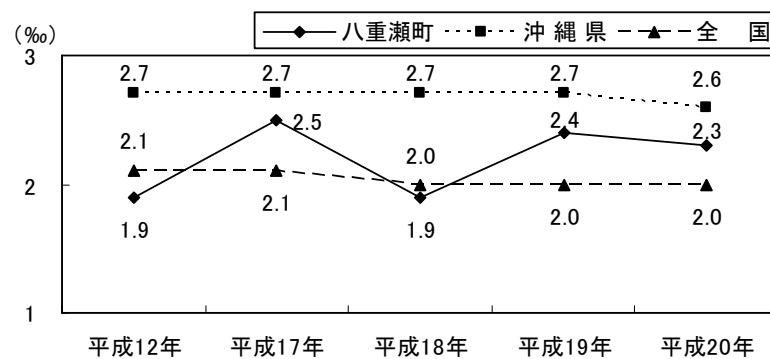
資料 町：沖縄県「衛生統計年報」

県・全国：「福祉保健所活動概況」

平成20年は沖縄県福祉保健部福祉保健企画課「平成20年人口動態統計」

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1000$$

離婚率の推移



(7) 未婚率

① 女性の未婚率

女性の未婚率は各年齢階級とも高くなる傾向にあります。特に「30～34 歳」の伸びが大きく、昭和 60 年の 16.7%から平成 17 年では 35.2%と、18.5 ポイント上昇しています。また、「25～29 歳」は、昭和 60 年の 42.2%が平成 17 年には 56.7%となり、20 歳代後半の半数以上が未婚という状況です。

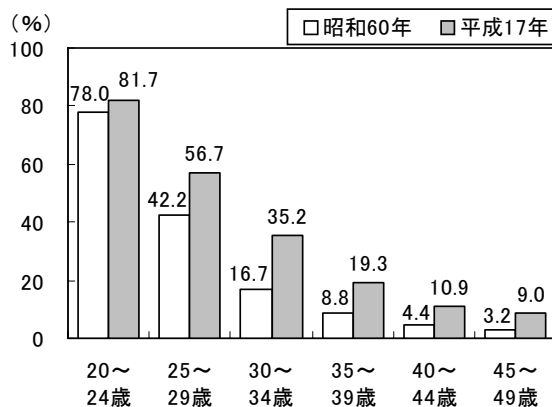
女性の未婚率の推移

単位：％

	年齢	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
八重瀬町	20～24歳	78.0	85.4	84.4	82.3	81.7
	25～29歳	42.2	48.0	51.3	57.9	56.7
	30～34歳	16.7	21.6	21.0	28.2	35.2
	35～39歳	8.8	11.4	12.0	12.7	19.3
	40～44歳	4.4	6.8	8.0	9.5	10.9
	45～49歳	3.2	3.6	7.4	7.5	9.0
沖縄県	20～24歳	73.2	79.4	81.7	81.1	82.7
	25～29歳	33.2	39.5	48.7	53.9	55.4
	30～34歳	15.9	17.2	21.9	29.1	33.8
	35～39歳	10.0	10.8	12.5	15.8	19.9
	40～44歳	6.8	8.4	9.8	10.5	13.5
	45～49歳	5.5	6.3	8.7	8.9	10.3

資料：総務省「国勢調査」

女性の未婚率の推移



② 男性の未婚率

男性の未婚率は、30 歳未満は横ばいで推移していますが、30 歳以上の年齢階級では女性同様に高くなる傾向にあります。各年齢階級における未婚率は女性より高く、「25～29 歳」は6割以上、「30～34 歳」でも約半数が未婚となっています。また、35 歳以上の伸びが大きく、各年齢階級とも昭和 60 年から 10 ポイント以上上昇しています。

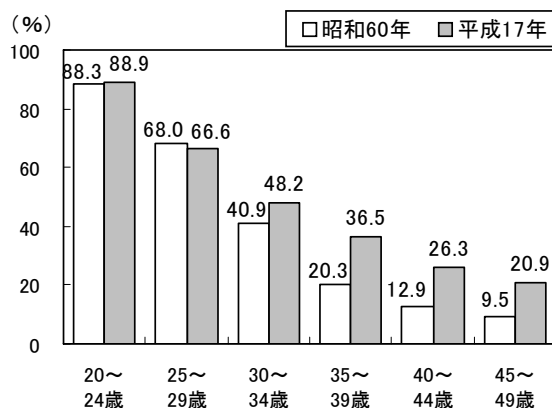
男性の未婚率の推移

単位：％

	年齢	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
八重瀬町	20～24歳	88.3	91.7	89.9	88.3	88.9
	25～29歳	68.0	67.0	64.4	70.4	66.6
	30～34歳	40.9	45.5	41.4	47.5	48.2
	35～39歳	20.3	30.5	30.8	31.8	36.5
	40～44歳	12.9	15.2	23.9	24.1	26.3
	45～49歳	9.5	10.6	12.8	21.5	20.9
沖縄県	20～24歳	85.3	87.8	88.9	88.1	88.6
	25～29歳	56.1	57.5	63.6	66.4	66.6
	30～34歳	34.0	36.2	38.0	43.5	46.6
	35～39歳	20.6	25.2	29.0	28.6	31.3
	40～44歳	12.7	16.9	22.7	24.8	24.9
	45～49歳	9.2	11.4	16.6	20.5	23.2

資料：総務省「国勢調査」

男性の未婚率の推移



(8) 世帯の動向

①世帯構成の推移

町の世帯数は増加しており、昭和 60 年の 4,576 世帯に対し、平成 17 年は 7,399 世帯と、2,823 世帯増えています。世帯種別にみると、親族世帯の比率が低下し、単独世帯の比率が上昇しています。また、親族世帯の内訳をみると、核家族世帯が増加し、三世代世帯を含むその他の親族世帯が減少しています。

世帯構成の推移

単位：世帯、%

	昭和60年			平成 2 年			平成 7 年			平成12年			平成17年		
	世帯数	構成比		世帯数	構成比		世帯数	構成比		世帯数	構成比		世帯数	構成比	
			沖縄県			沖縄県			沖縄県			沖縄県			沖縄県
総 数	4,576	100.0	100.0	5,157	100.0	100.0	6,058	100.0	100.0	6,808	100.0	100.0	7,399	100.0	100.0
親族世帯	4,151	90.7	82.0	4,596	89.1	80.6	5,393	89.0	77.7	5,939	87.2	75.2	6,308	85.3	71.8
核家族世帯	2,936	64.2	65.9	3,442	66.7	66.8	4,279	70.6	65.5	4,846	71.2	64.5	5,275	71.3	62.1
(1)夫婦のみ世帯	377	8.2	10.4	521	10.1	11.6	678	11.2	12.2	802	11.8	13.0	986	13.3	13.6
(2)夫婦と子どもからなる世帯	2,158	47.2	45.4	2,433	47.2	44.0	2,949	48.7	41.6	3,227	47.4	39.0	3,330	45.0	35.5
(3)男親と子どもからなる世帯	84	1.8	1.4	96	1.9	1.6	121	2.0	1.7	137	2.0	1.8	153	2.1	1.9
(4)女親と子どもからなる世帯	317	6.9	8.7	392	7.6	9.6	531	8.8	10.1	680	10.0	10.7	806	10.9	11.0
その他の親族世帯	1,215	26.6	16.1	1,154	22.4	13.8	1,114	18.4	12.2	1,093	16.1	10.7	1,033	14.0	9.7
非親族世帯	3	0.1	0.2	1	0.01	0.1	6	0.1	0.3	17	0.2	0.5	27	0.4	0.8
単独世帯	422	9.2	17.8	560	10.9	19.3	659	10.9	21.9	852	12.5	24.3	1,064	14.4	27.4

資料：総務省「国勢調査」

構成比＝総数に対する割合

②児童のいる世帯の状況

1 世帯当たりの 18 歳未満の児童数は減少しており、昭和 60 年の 2.40 人が平成 17 年には 1.99 人と 2 人を下回る状況となっています。また、6 歳未満は平成 17 年で 1.40 人であり、同様に減少しています。

児童のいる世帯の状況

単位：人

	昭和60年			平成 2 年			平成 7 年			平成12年			平成17年		
	一般	6 歳未満	18歳未満	一般	6 歳未満	18歳未満	一般	6 歳未満	18歳未満	一般	6 歳未満	18歳未満	一般	6 歳未満	18歳未満
総 数	4.23	1.53	2.40	3.91	1.49	2.32	3.69	1.43	2.20	3.50	1.42	2.10	3.28	1.40	1.99
親族世帯	4.56	1.53	2.40	4.27	1.49	2.32	4.03	1.43	2.20	3.86	1.42	2.10	3.68	1.40	1.99
核家族世帯	3.97	1.55	2.41	3.81	1.48	2.33	3.67	1.44	2.19	3.55	1.42	2.10	3.42	1.40	2.01
(1)夫婦のみ世帯	2.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00
(2)夫婦と子どもからなる世帯	4.52	1.56	2.43	4.40	1.49	2.37	4.28	1.45	2.23	4.17	1.44	2.14	4.06	1.41	2.04
(3)男親と子どもからなる世帯	3.08	1.25	2.18	2.89	1.00	1.95	2.63	1.17	1.66	2.51	1.00	1.56	2.52	1.00	1.68
(4)女親と子どもからなる世帯	2.85	1.17	2.18	2.80	1.29	1.98	2.69	1.24	1.83	2.67	1.17	1.77	2.66	1.33	1.77
その他の親族世帯	5.99	1.51	2.39	5.65	1.52	2.32	5.38	1.39	2.24	5.25	1.43	2.08	5.01	1.38	1.92

資料：総務省「国勢調査」

一般⇒一般世帯の 1 世帯当たりの親族人員

6 歳未満⇒ 6 歳未満親族のいる一般世帯の 1 世帯当たり 6 歳未満親族人員

18 歳未満⇒18 歳未満親族のいる一般世帯の 1 世帯当たり 18 歳未満親族人員

(9) 母子世帯

平成 20 年 3 月末現在の母子世帯数は 415 世帯となっています。総世帯数に占める割合は 4.6%であり、管内や県に比べて高い状況です。母子世帯になった原因は、「離別」が 78.3%と大半を占めますが、管内や県に比べて低くなっています。「未婚」は 12.0%と、管内や県を上回っています。

母子世帯

単位：世帯、%

	総世帯数 (A)	母子世帯		原 因 別					
		総数 (B)	構成比 B / A	死別	離別	遺棄	未婚	その他	計
八重瀬町	9,091	415	4.6%	19 (4.6%)	325 (78.3%)	1 (0.2%)	50 (12.0%)	20 (4.8%)	415 (100.0%)
福祉保健所管内	93,016	3,494	3.8%	88 (2.5%)	2,966 (84.9%)	8 (0.2%)	369 (10.6%)	63 (1.8%)	3,494 (100.0%)
沖 縄 県	509,348	20,377	4.0%	259 (1.3%)	16,810 (82.5%)	78 (0.4%)	2,303 (11.3%)	927 (4.5%)	20,377 (100.0%)

資料 町：「福祉保健所活動概況」（平成 20 年 3 月末現在）

県：県統計課とりまとめによる資料（平成 20 年 4 月 1 日）

（ ）内は母子世帯総数に対する割合

2. 産業・就労の状況

(1) 産業別事業所数の推移

本町の産業別事業所数は減少傾向にあり、平成 18 年は 746 か所となっています。産業別にみると、第二次産業は横ばいで推移していますが、第一次産業、第三次産業は減少しています。業種別では「卸売・小売・飲食業」の減少が顕著で、平成 8 年の 330 か所が 18 年には 253 か所となっています。

産業別事業所数の推移

単位：事業所

	平成 8 年	平成13年	平成18年
事業所総数	836	828	746
第一次産業	12	11	8
第二次産業	115	124	124
鉱 業	1	0	1
建設業	84	85	85
製造業	30	39	38
第三次産業	709	693	614
電気・ガス・熱供給・水道	1	1	1
運輸・通信業	63	55	46
卸売・小売・飲食業	330	302	253
金融・保険業	3	4	2
不動産業	39	51	44
サービス業	255	263	252
公 務	18	17	16

資料：総務省「事業所・企業統計調査」

(2) 産業別就業者数の推移

産業別就業者数の推移をみると、第一次産業は減少していますが、第二次産業と第三次産業は増加しています。特に第三次産業の伸びが大きく、昭和 60 年から平成 17 年の 20 年間で 3,000 人以上増加しています。産業別の就業率は第三次産業のみ上昇しており、平成 17 年では 68.3% と 7 割近くを占めます。

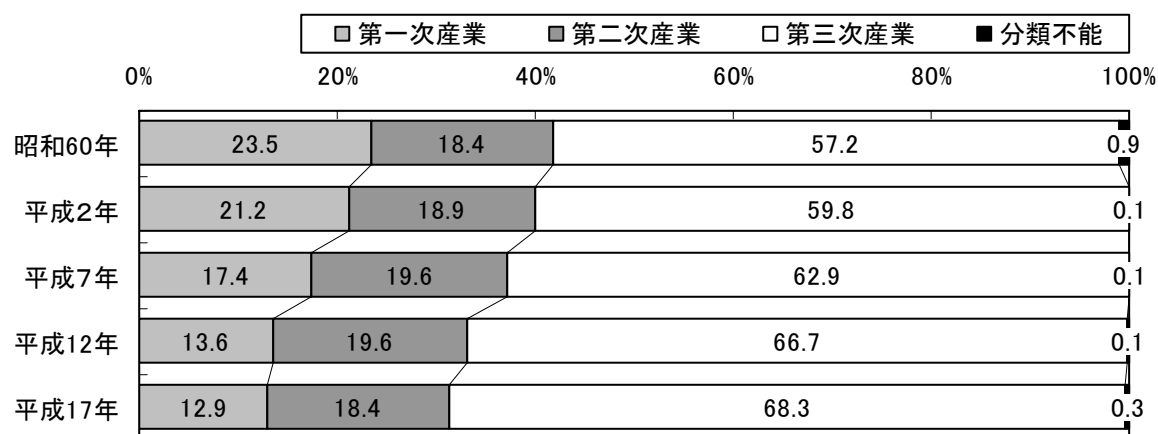
産業別就業者数の推移

単位：人

産 業	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年
第一次産業	1,922	1,931	1,755	1,457	1,483
第二次産業	1,503	1,725	1,978	2,110	2,114
第三次産業	4,674	5,455	6,328	7,172	7,840
分類不能	75	8	7	12	40

資料：総務省「国勢調査」

産業別就業率の推移



(3) 産業別男女別就業者数の推移

産業別の就業状況を性別にみると、第一次産業は男女ともに減少傾向で推移していますが、第二次産業と第三次産業は男女ともに増加傾向にあります。

産業別では、「卸売・小売・飲食業」「金融・保険業」「サービス業」では男性に比べて女性の就業者数が多く、特に「サービス業」でその差が大きくなっています。

産業別男女別就業者数の推移

単位：人

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	5,271	2,903	5,655	3,464	6,178	3,890	6,362	4,389	6,615	4,862
第一次産業	1,344	578	1,320	611	1,203	552	997	460	1,024	459
農業	1,296	578	1,270	610	1,148	551	942	460	987	458
林業	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
漁業	48	0	48	1	55	1	55	0	37	1
第二次産業	1,251	252	1,395	330	1,579	399	1,664	446	1,648	466
鉱業	28	2	16	2	13	2	12	4	9	2
建設業	848	93	967	123	1,171	159	1,232	174	1,230	164
製造業	375	157	412	205	395	238	420	268	409	300
第三次産業	2,634	2,040	2,934	2,521	3,394	2,934	3,697	3,475	3,922	3,918
電気・ガス・熱供給・水道	36	8	41	6	57	9	55	7	55	11
運輸・通信業	595	74	633	81	665	88	686	105	710	141
卸売・小売・飲食業	700	766	793	845	895	944	939	1,161	1,041	1,364
金融・保険業	61	94	59	112	77	119	83	118	80	135
不動産業	21	9	39	16	46	23	39	24	41	22
サービス業	764	997	920	1,324	1,168	1,566	1,344	1,873	1,442	2,053
公務	457	92	449	137	486	185	551	187	553	192
分類不能	42	33	6	2	2	5	4	8	21	19

資料：総務省「国勢調査」

3. 母子の健康と医療

(1) 妊娠届出及び親子健康手帳交付状況

親子健康手帳の交付時期の内訳をみると、「満11週以内」の届出が増加しており、平成19年度は84.9%となっています。満12週以降の届出は、平成16年度の31.6%から19年度には15.0%に減少しています。

妊娠届出及び親子健康手帳交付状況

単位：件、%

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率
妊娠届出総数	254		251		256		265	
満11週以内	174	68.5	168	66.9	192	75.0	225	84.9
満12週～19週	71	28.0	64	25.5	56	21.9	34	12.8
満20週～27週	7	2.8	14	5.6	7	2.7	3	1.1
満28週以上	2	0.8	5	2.0	1	0.4	3	1.1

資料：「沖縄県の母子保健」

(2) 妊婦健康診査受診状況

有所見率をみると、前期健診では1～2割で推移しているのに対し、後期健診では概ね6～7割となっており、後期の有所見率が非常に高くなっています。

所見の内訳は、「貧血」が大半を占めています。

妊婦健康診査受診状況

単位：人、%

		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		前	後	前	後	前	後	前	後
受 診 者 数		243	223	232	215	248	239	259	261
有所見者数		50	148	42	145	56	163	37	153
有 所 見 率		20.6	66.4	18.1	67.4	22.6	68.2	14.3	58.6
(率) 有所見者内訳	妊婦中毒	4.0	2.0	0.0	0.7	1.8	1.2	5.4	2.6
	貧血	94.0	96.6	88.1	98.6	96.4	96.9	91.9	97.4
	糖尿	0.0	0.7	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	1.3
	その他	18.0	5.4	11.9	2.1	7.1	4.9	5.4	3.3

資料：「沖縄県の母子保健」

有所見率⇒受診者数に対する割合

(3) 乳幼児健康診査受診状況

平成 20 年度の乳幼児健康診査の受診率は、乳児健康診査が 86.3%、1 歳 6 か月児健康診査が 80.2%、3 歳児健康診査が 65.0%で、年齢が上がるとともに受診率が下がる傾向にあります。

また、各健診とも平成 19 年度以降は管内や県の受診率を下回っており、特に 3 歳児健康診査では 20 年度は管内、県より 10 ポイント以上低くなっています。

また、3 歳児健康診査については、要精密検査率が平成 19 年度以降、1 割を超え、高い状況にあります。

乳児健康診査

単位：人、%

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
八重瀬町	対象者数	523	509	519	507	570
	受診者数	437	437	446	430	492
	受診率	83.6	85.9	85.9	84.8	86.3
	要精密検査判定比率	4.6	6.9	2.0	4.0	2.2
	要治療判定比率	0.2	0.9	0.7	0.0	0.4
	現在治療中又は観察中判定比率	3.7	1.8	1.8	2.8	1.2
管内	受診率	85.2	85.2	86.9	86.6	90.2
沖縄県	受診率	84.8	85.7	87.2	87.5	88.4

1 歳 6 か月児健康診査

単位：人、%

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
八重瀬町	対象者数	251	296	518	250	318
	受診者数	211	234	445	206	255
	受診率	84.1	79.1	85.9	82.4	80.2
	要精密検査率	2.8	4.3	2.0	1.9	0.8
管内	受診率	84.8	85.3	85.9	86.2	89.3
沖縄県	受診率	84.1	83.9	84.0	85.7	86.6

3 歳児健康診査

単位：人、%

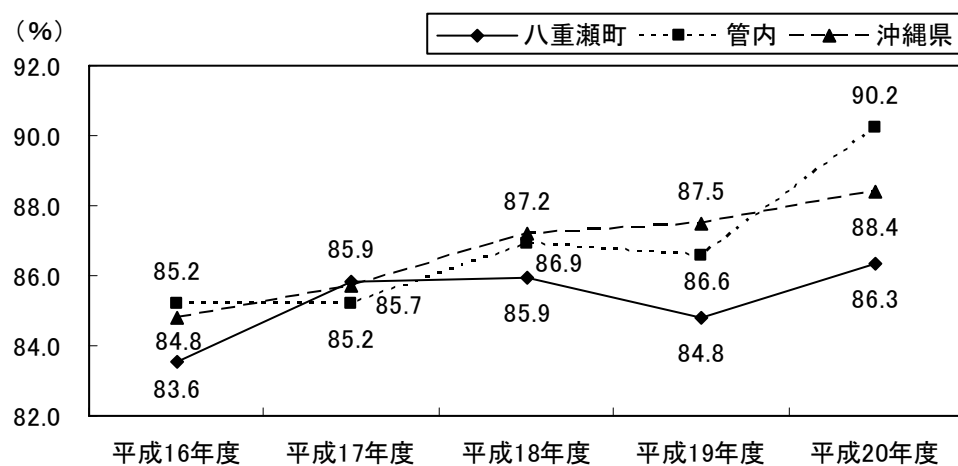
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
八重瀬町	対象者数	310	300	200	278	349
	受診者数	261	228	167	211	227
	受診率	84.2	76.0	83.5	75.9	65.0
	要精密検査率	5.7	5.7	6.6	13.7	10.1
管内	受診率	81.8	79.9	82.4	79.7	84.1
沖縄県	受診率	77.5	76.7	77.9	78.9	79.8

資料：「沖縄県の母子保健」 平成 20 年度は「乳幼児健康診査報告書」

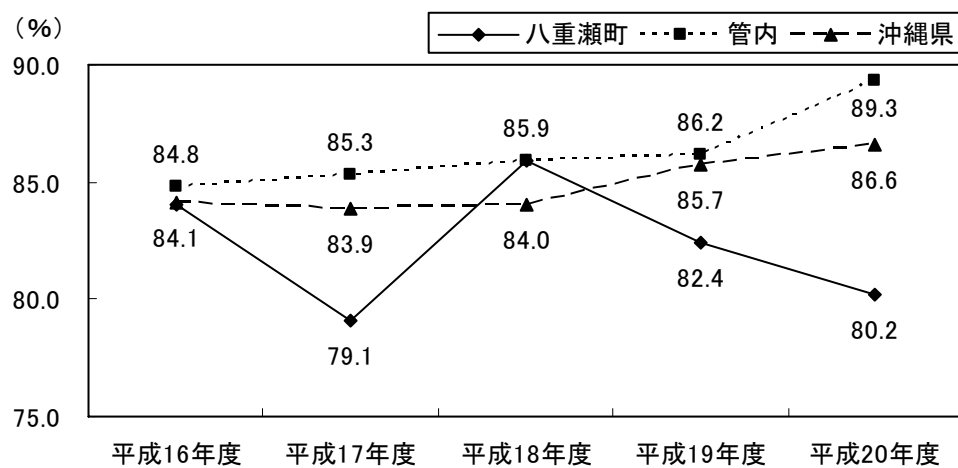
判定比率⇒受診者数に対する割合

要精密検査率⇒受診者に対する割合

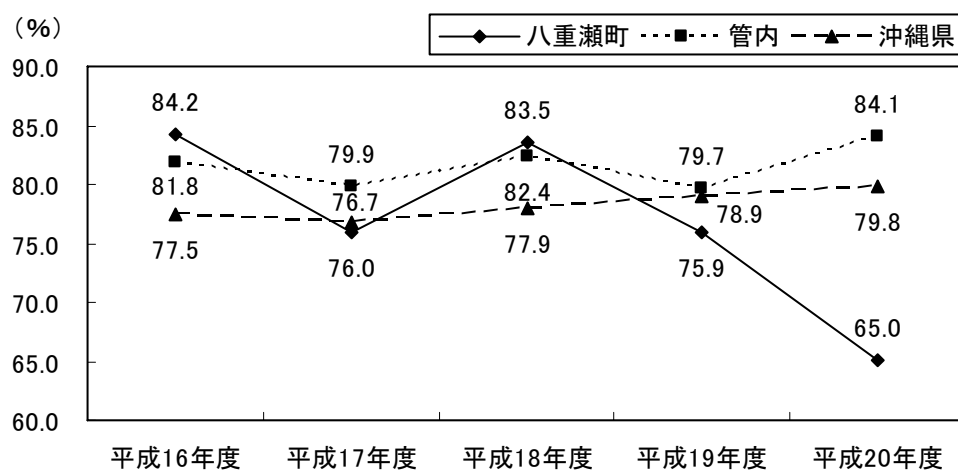
乳児健康診査受診率



1歳6か月児健康診査受診率



3歳児健康診査受診率



(4) 歯科検診の状況

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の場合は、歯科検診を実施しています。受診状況をみると、平成20年度では1歳6か月児が78.9%、3歳児が65.0%であり、3歳児については、16年度以降もっとも低い受診率となっています。

むし歯罹患率は、1歳6か月児が10%未満であるのに対し、3歳児では40～50%台と急激に増えることがわかります。年次推移をみると、1歳6か月児は平成19年度以降罹患率が低下していますが、3歳児は横ばいとなっています。

また、町では2歳児に対する歯科検診も実施しています。

1歳6か月児歯科検診

単位：人、本、%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数	251	296	518	250	318
受診者数	211	234	214	205	251
受診率	84.1	79.1	41.3	82.0	78.9
むし歯罹患率	5.2	6.4	7.5	3.4	3.2
一人平均むし歯数	0.09	0.16	0.10	0.04	0.10

資料：「沖縄県の母子保健」 平成20年度は「乳幼児健康診査報告書」

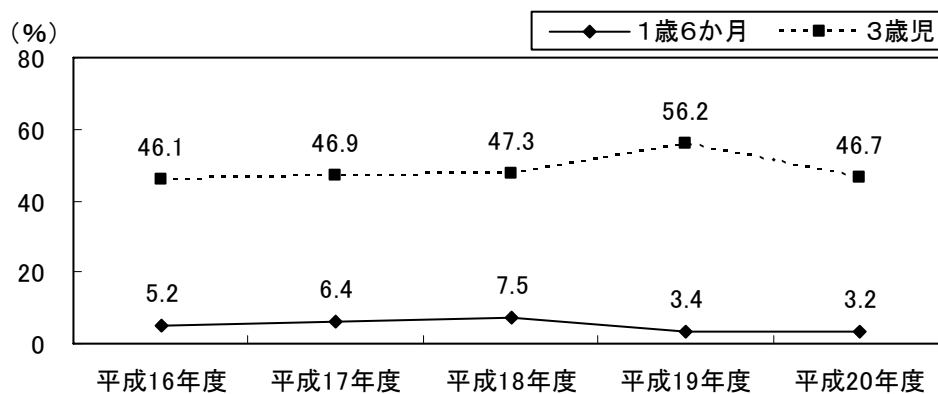
3歳児歯科検診

単位：人、本、%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数	310	300	200	278	349
受診者数	258	228	167	210	227
受診率	83.2	76.0	83.5	75.5	65.0
むし歯罹患率	46.1	46.9	47.3	56.2	46.7
一人平均むし歯数	1.9	1.9	2.4	2.5	2.2

資料：「沖縄県の母子保健」 平成20年度は「乳幼児健康診査報告書」

むし歯罹患率の推移



(5) 予防接種

平成 20 年度の接種率をみると、BCG、MR、DPTⅡ期で9割を超えており、特に、BCGは98.2%と極めて高くなっています。もっとも低いのはポリオ1回目で4割台に留まっています。

予防接種の接種率推移

単位：％

					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ポリオ	1 回目			接種率	74.9	78.4	53.5	93.5	46.7
	2 回目			接種率	81.9	86.2	78.2	71.0	61.9
D P T	Ⅰ 期	初 回	1 回	接種率	79.8	73.9	55.6	53.2	71.8
			2 回	接種率	78.4	82.2	85.0	76.1	68.5
			3 回	接種率	90.0	87.7	92.3	81.6	66.9
		追加		接種率	88.0	75.8	74.6	64.6	71.3
	Ⅱ 期			接種率	80.0	77.1	80.9	92.5	92.9
M R	Ⅰ 期			/	/	71.5	90.8	92.4	
	Ⅱ 期					76.3	88.8	95.5	
B C G						接種率			
日 本 脳 炎	Ⅰ 期	初 回	1 回	接種率	75.4	70.5	/	/	/
			2 回	接種率	70.2	75.9			
		追加		接種率	96.1	88.7			
		Ⅱ 期		接種率	79.3	69.8			

資料：「福祉保健所活動概況」

※平成 16 年度は「旧東風平町」「旧具志頭村」の数値を合算し再計算したものです。

4. 保育サービス等の現状

(1) 認可保育所（園）

①認可保育所（園）の状況

平成 21 年 4 月 1 日現在の認可保育所（園）数は、公立が 4 か所、法人が 8 か所であり、826 人が入所しています。入所児童数は、公立では中央保育所を除き、定員を下回っていますが、法人は定員を上回る状況となっています。

公立保育所では障害児保育を実施しています。法人保育園では全園で延長保育を実施しているほか、シーサー保育園では一時預かりも実施しています。

また、子育て支援センターピッピは 86 人の利用があります。

認可保育所（園）の状況

単位：人

		定員	入所児数	特別保育・地域子育て支援センターの設置状況			
				延長保育	一時預かり	障害児保育	地域子育て支援センター
公立	あずま保育所	60	50			1	
	みなみ保育所	60	49			1	
	新城保育所	60	46			4	
	中央保育所	90	92			2	
法人	のびる保育園	60	74	7			
	みどりが丘保育園	90	106	7			
	清ら風保育園	60	71	4			
	シーサー保育園	60	76	2	596 (実利用人数8人)		
	具志頭保育園	60	75	6			
	港川保育園	60	66	5			
	やえせ北保育園	60	67	2			
	第 2 ぐしかみ保育園	45	54	4			
子育て支援センターピッピ							86（実数）
合 計		765	826	37	596		86

資料：児童家庭課（平成 20 年度実績より 平成 21 年 4 月 1 日）

②認可保育所（園）の入所状況

認可保育所（園）入所児童数は増加傾向にあり、平成 21 年度は 826 人となっています。公立、法人別にみると、公立が減少する一方で、法人は増加し続けており、平成 18 年度以降は法人が公立を上回っています。

待機児童数の推移をみると、平成 19 年度は 9 人と、前年度の 28 人から大きく減少しましたが、その後は再び増加傾向にあり、21 年度の待機児童数は 12 人となっています。

認可保育所（園）の入所状況

単位：か所、人、%

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
認可保育所（園）数	11	12	12	12
公 立	6	6	4	4
法 人	5	6	8	8
入所定員数	720	780	765	765
公 立	390	390	270	270
法 人	330	390	495	495
入所児童数	734	742	803	826
公 立	358	311	250	237
法 人	376	431	553	589
入 所 率	101.9	95.1	105.0	108.0
公 立	91.8	79.7	92.6	87.8
法 人	113.9	110.5	111.7	119.0
要保育児童数	761	751	814	838
待機児童数	28	9	11	12
待機児童率	3.7	1.2	1.3	1.4

資料：児童家庭課（各年度 4 月 1 日現在）

$$\text{入所率} \Rightarrow \frac{\text{入所児童数}}{\text{入所定員数}} \times 100$$

$$\text{待機児童率} \Rightarrow \frac{\text{待機児童数}}{\text{要保育児童数}} \times 100$$

③認可保育所（園）の年齢別児童数

認可保育所（園）の年齢別児童数は、各年度とも 3 歳児がもっとも多く、平成 21 年度では 188 人となっています。年次推移では 3 歳児は毎年度減少し、0～2 歳の低年齢児が増加しています。

認可保育所（園）の年齢別児童数

単位：人

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
		公立	法人		公立	法人		公立	法人
0歳児	51	15	36	70	15	55	72	18	54
1歳児	140	54	86	142	41	101	163	42	121
2歳児	161	71	90	168	56	112	176	52	124
3歳児	193	89	104	191	68	123	188	64	124
4歳児	150	81	69	185	68	117	182	61	121
5歳児	47	1	46	47	2	45	45	0	45
合計	742	311	431	803	250	553	826	237	589

資料：児童家庭課（各年度 4 月 1 日現在）

(2) 認可外保育施設

①認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設は平成 21 年 10 月 1 日現在 5 か所あり、115 人が利用しています。

認可外保育施設の利用状況 単位：人

保育園名	入所児数
こちの森保育園	45
にこにこ保育園	36
ひかりのこ保育園	18
東風平保育園	8
ひよこハウス乳児園	8
合 計	115

資料：児童家庭課（平成 21 年 10 月 1 日現在）

②認可外保育施設の年齢別児童数

平成 20 年度の認可外保育施設の年齢別児童数は、1 歳児がもっとも多く、次いで 3 歳児となっています。

認可外保育施設の年齢別入所児童数の推移

単位：人

	平成19年度	平成20年度
0 歳児	8	18
1 歳児	13	26
2 歳児	27	18
3 歳児	17	25
4 歳児	18	16
5 歳児		
合計	75	103

資料：児童家庭課（各年度 10 月 1 日現在）

(3) 幼稚園

町には公立幼稚園が 4 園あり、平成 21 年 5 月 1 日現在の入園児数は 327 人となっています。
午後の預かり保育を利用している園児は 102 人と、入園児の 3 割余りを占めています。

公立幼稚園の状況

単位：人

	幼稚園名	定員数	入園児数	午後の預かり保育
公立	東風平幼稚園	200	151	28
	白川幼稚園	109	108	30
	具志頭幼稚園	35	41	23
	新城幼稚園	35	27	21
	合 計	379	327	102

資料：教育委員会（平成 21 年 5 月 1 日現在） 預かり保育は平成 21 年 4 月 9 日

(4) 学童クラブ

学童クラブは4か所あり、平成21年度は208人が利用しています。幼稚園児から小学2年生までの利用が大半であり、特に小学1年生の利用が多くなっています。

学童クラブ

単位：人

学童クラブ名	平成19年度								平成20年度								平成21年度							
	園児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	園児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	園児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
学童クラブわらびんちゃー	5	16	18	7	1	3	1	51	5	19	8	4	4	0	3	43	4	18	16	7	1	2	0	48
柿の木学童	8	17	11	7	2	0	0	45	3	14	12	5	2	0	0	36	10	9	10	10	1	0	0	40
はなぞの学童保育園	18	30	12	4	2	0	0	66	14	31	15	5	1	0	0	66	16	31	16	4	2	0	0	69
わかば児童クラブ	15	24	13	2	1	1	0	56	17	18	13	2	1	0	0	51	12	20	10	8	1	0	0	51
合 計	46	87	54	20	6	4	1	218	39	82	48	16	8	0	3	196	42	78	52	29	5	2	0	208

資料：児童家庭課（各年4月1日現在）

5. 障害児の保育・教育

(1) 障害者手帳所持児童数

障害児の障害者手帳所持状況をみると、平成21年12月1日現在、身体障害者手帳所持が29人、療育手帳所持が65人、両方の手帳を所持している児童が17人います。

障害者手帳所持の状況

単位：人

	身体障害者手帳	療育手帳	身体・療育の 両手帳所持者	合 計
0～5歳	10	15	5	30
6～11歳	12	26	5	43
12～14歳	3	9	3	15
15～17歳	4	15	4	23
合 計	29	65	17	111

資料：社会福祉課（平成21年12月1日現在）

第4章 での取り組み状況（前期計画の点検）

後期計画を策定するにあたり、これまでの次世代育成支援の取り組みについて点検を行いました。旧2町村で掲げていた施策を中心に点検しましたが、その中から主な施策の状況を報告します。

前期の点検1 地域における子育ての支援について

1. 地域の子育て支援サービス

①一時預かり（旧：一時保育事業）

一時保育事業（一時預かり事業）は、平成20年度は3か所が実施していましたが、平成21年度には1か所へと減少しています。これは、この事業運営の国の基準が厳しくなったことによる減少です。

実施している園は減少しています。一時預かりに代わるサービスの実施等、ニーズに対応する体制の整備が必要です。

②幼稚園における預かり保育

幼稚園での午後の預かり保育は町内全ての幼稚園で実施しています。定員は各園30人です。園児数の多い東風平幼稚園、白川幼稚園では希望者も多いため、家庭環境によって優先順位を付けたり、抽選を行っています。

また、東風平幼稚園、白川幼稚園の預かり時間は17時までとなっていますが、フルタイムで就労している親が17時に迎えることは困難です。預かり保育を利用できない人は園の近くの学童クラブを利用しています。

>>アンケート調査では…<<

- ・幼稚園の午後の預かり保育がほしい 32%
（子育て支援対策に望むこととして「遊び場の確保」「保育料軽減」「安心できる小児医療体制の整備」に次いで4番目に多くなっている）
- ・現在の預かり保育の利用率7% ・預かり保育の利用希望13%

東風平幼稚園など、ニーズが高いところでは定員を増やす必要がありますが、そのためには場所や預かり保育担当職員の増加も必要であり、現状で増やすのは厳しい状況です。両親共働きの割合がとても高い世帯の状況を踏まえ、ニーズに対応できる体制の整備が望まれるところです。

③地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは1か所整備されています（八重瀬町保健センター内）。

利用している母親の大半は地域に知り合いのいない本土出身者です。地域子育て支援センターの利用者が増え、現在の場所では手狭になっています。

>>アンケート調査では…<<

- ・地域子育て支援センターの認知度 61% 利用率 11% 利用希望 43%

地域子育て支援センターでは屋外の遊び場がないことが課題となっています。

また、地域子育て支援センターを児童館でも実施できるように進め、現在地域子育て支援センターがない地域の子育て支援、交流の場づくりを行うようにする必要があります。

④学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

町内には学童クラブが4か所あり、200人程度の児童が利用しています。

>>アンケート調査では…<<

- ・就学前児童保護者の学童クラブの利用希望 36%
- ・学童クラブの現在の利用率 1年生 33% 2年生 13% 3年生 4%
- ・学童クラブなど、学校終了後に子どもが安心して過ごせる場のニーズ 37%
- ・自由回答では「学童クラブを作ってほしい」「学校が学童クラブを運営してほしい」「学校の余裕教室を活用して預かってほしい」との要望が多い。

町の人口は増加しており、後期計画期間中も小学校低学年児童は増加を続けることが見込まれています。特に伊覇地区や屋宜原地区において増加が著しいため、この地域への新しい学童クラブの設置について検討をする必要があります。

2. 保育サービス

①通常保育

平成21年4月現在、認可保育所（園）は公立4か所、法人8か所の計12か所があります。20年度実績では、定員765人に対し入所児童数826人です。年々増加してきています。待機児童は0歳児や1歳児が多く、低年齢児の保育ニーズが高くなってきています。

>>アンケート調査では…<<

- ・保育所を増やしてほしい 27%
- ・希望したときに保育サービスを利用できた割合
(就学前) 利用できた 41% 利用できなかった 29%

旧東風平町と旧具志頭村で人口の差が大きく、旧東風平町に待機児童が集中しています。0歳、1歳での入所希望が多いため、この年齢の入所枠の拡大が課題となっています。

3. 相談・情報提供及び子育て支援ネットワークづくり

①子育て支援に関する情報提供

現在は町の広報紙やホームページによる情報提供を行っています。また、平成 20 年 4 月に子育てガイドを作成し、こんにちは赤ちゃん事業や児童家庭課窓口、乳幼児健康診査時等で配布しています。

>>アンケート調査では…<<

・子育てガイド（パンフレット）がほしい 就学前世帯 42% 小学生世帯 25%

広報紙は、自治会に加入していない世帯には配布されないため、情報の入手が困難となっている家庭も多くあります。どの世帯でも気軽に情報が入手できるような提供方法を検討する必要があります。

②子育て支援ネットワーク

現在は、認可保育所（園）、幼稚園をはじめ、町内の子育て関係機関の連携が不十分です。行政（児童家庭課）を中心とした連携体制を構築するためにもネットワークづくりは必要です。

現在は公立保育所、法人保育園、幼稚園、学校、児童館、地域子育て支援センターなどがそれぞれの取り組みを行っていますが、横の連携はほとんどない状況です。また、母子保健との連携もありません。

子どもの成長を継続して見守り、養育するために、各機関が連絡調整したり情報交換したりといったネットワークは不可欠です。後期計画ではこのネットワークづくりがとても重要であり、体制整備を図る必要があります。

4. 児童の健全育成

①子どもの遊び場

町民へのアンケート調査等と地域住民の意見も取り入れ、公園等の整備計画を実施しています。

本町には、設置予定か所も含め、公園が 38 か所あり、そのうち都市公園は、9 か所の設置が決定されています。公園の維持管理が今後の課題であり、地域への管理調整を行っています。

公園整備について町民の声はありますが、町の財政が厳しく、公園整備・維持管理が行き届かない状況にあります。地域や町民、行政、事業者等が協働で取り組む体制づくりを推進する必要があります。

アンケートでは遊び場の遊具設置や修繕についての声が多くなっていました。このような要望に対応できるように検討する必要があります。

②児童館

町内には児童館が3か所あります。職員は大頓児童館と友寄児童館が各2人、高良児童館が1人です。利用者も非常に多くなっています。これらは公民館も兼ねた運営となっています。

>>アンケート調査では…<<

- ・児童館 認知度 63% 利用率 26% 利用希望 42%
(保育事業や保健事業、相談事業等の認知度や利用希望率と比べて非常に高くなっている。)
- ・児童館を利用しない理由
「近くにないから」36% 「他に遊ぶ場所があるから」18%
- ・子どもの遊び場について感じていること
「雨の日に遊べる場所がない」 就学前世帯 50% 小学生世帯 50%
「遊具などの種類が充実していない」 就学前世帯 39% 小学生世帯 36%

高齢者も公民館の利用を増やしたいとの意向があるため、児童館職員と区長間での調整が必要となっています。

児童館の利用ニーズが高いこと、放課後の居場所づくりなども考慮すると、学校の近くに、公民館との併用ではない児童館の整備も必要です。

前期の点検2 母と子の健康の確保及び増進について

1. 母子保健事業

①母子健康手帳

母子健康手帳（現在は親子健康手帳）の交付は児童家庭課で行っています。母子保健担当の保健師は1人のため、健診や訪問業務で不在の時には課内の別担当の職員（保健師以外）が交付しています。

保健師以外が手帳を交付することもあるため、手帳交付時の相談や母子保健に関する情報提供、交付家庭の状況把握などが十分に行えない場合があります。

②母子保健に関する相談・指導等

相談は、主に乳幼児健康診査時やこんにちは赤ちゃん事業での訪問時に行っています。

>>アンケート調査では…<<

・乳幼児健康相談	認知度 57%	利用率 21%	利用希望 44%
・「ベビーマッサージ教室」	認知度 66%	利用率 17%	利用希望 32%
・「親と子の体操教室」	認知度 45%	利用率 6%	利用希望 35%
・「こんにちは赤ちゃん事業」	認知度 62%	利用率 34%	利用希望 30%
・子育てでの悩みごと			
「病気や発育・発達に関すること」	就学前 37%	小学生 23%	
(就学前では「子どものしつけ」「食事や栄養のこと」に次いで3番目に多い)			

母子保健担当の保健師が1人であるため、外勤のため窓口で対応できないことが多くなっています。保健センターに保健師を集中させ、母子保健についても保健センターで担当するようになると、手帳交付時等の説明も保健師が行えるため、配置について検討する必要があります。

③母子保健推進員

母子保健推進員は、町内に21人います。地域における子育て家庭への訪問、乳幼児健康診査や予防接種の支援等を行っていますが、母子保健推進員がいない地域もあります。

地域の子どもの育ちを支えるため、各地域に母子保健推進員が必要となっていますが、現在は推進員がいない地域があります。ホームページでも募集していますが、より広く募集を行い、母子保健推進員の確保を行う必要があります。

④乳幼児健康診査

平成20年度の乳幼児健康診査受診率は、乳児健康診査が86.3%、1歳6か月児健康診査が80.2%、3歳児健康診査が65.0%となっており、県や南部圏域の受診率よりも低くなっています。特に、3歳児健康診査は非常に低いです（県で80%程度）。

健診について、平日で仕事を休めないのので受けないという人や保育所（園）で受けているので町の健診は受けなくて良いという人もいます。

受診率の向上のため、受診勧奨に努める必要があります。特に3歳児健康診査の受診率向上が課題です。身長や体重を測るだけでなく、発達障害の早期発見や食育指導など、健診が重要な場であることを周知・広報し、受診につなげる必要があります。

⑤訪問指導

平成20年より「こんにちは赤ちゃん事業」として、出生後1～3か月のお子さんがある全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児状況の把握・助言等を行っています。保健師のほか、母子保健推進員が訪問しています。

訪問を拒否されたり、健診にも来ない等会えない子もいます。乳幼児期の育ちにとっても重要な時期であることから、母子保健事業への参加の重要性を周知する必要があります。また、周知・広報の方法についても検討する必要があります（親子健康手帳の交付時に重要性の説明をするなど）。

保健師、母子保健推進員が不足しているため、人材の確保が必要です。

2. 「食育」について

①離乳食実習

離乳食実習は年7回開催しています。定員は12人で、1回当たりの参加人数は平均10人、少ない時は7人程度です。

対象者に対してハガキや年間行事予定表での事業周知を行っています。また、健診の栄養指導時に第1子目で離乳食に不安を感じている保護者等へ参加を呼びかけています。しかし、参加希望者はあまり多くありません。

栄養士のほか、調理師や0歳児担当保育士も配置しており、内容も充実しています。試食の際には親同士の会話も生まれ、交流の場としても良い事業です。

>>アンケート調査では…<<

- ・離乳食実習 認知度 73% 利用率 34% 利用希望 36%
- ・子育てでの悩みごと
「食事や栄養に関すること」 就学前 42% 小学生 29%
(就学前では「子どものしつけ」に次いで2番目に多い)

離乳食実習の参加希望があまり多くないため、離乳食、食育の重要性の広報のほか、土曜日や日祝日の開催も検討する必要があります。

②認可保育所（園）や幼稚園、学校での食育

認可保育所（園）や幼稚園、小中学校では、様々な食育の取り組みを行っています。主なものとしては、栄養バランスや食の大切さの学習、自分たちで育てた野菜を調理して食べる実習などです。それぞれ積極的に食育の取り組みを行っていますが、横のつながりは希薄となっています。

乳幼児期や学齢期の食育の重要性について周知を図る必要があります。また、認可保育所（園）や幼稚園を利用している保護者に対しては、それらの園を通して食育に関する情報提供・相談ができますが、家庭で保育している保護者への情報提供をどのようにするかが課題となっています。

1. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ①学力向上対策

県の「にぬふあぶしプラン2」では、智・徳・体の3つをバランス良く向上させるための土台は、基本的な生活習慣であると謳われています。それを受けて八重瀬町でも学力向上対策推進要綱を作成して取り組んでいます。

学力向上対策推進要綱に基づいた取り組みを今後も継続して実施し、確かな学力の向上を目指す必要があります。

②英会話力の育成及び国際理解教育の充実

町では英語教育に力を入れており、今般の指導要領改訂で小学校での英語教育が課される前から、各学校・幼稚園に町独自にALT（非常勤）を配置（一日4時間、日数制限あり）していました。配置人数は一昨年までの2人から、昨年より4人に増員し、各小学校を拠点に指導しています。学校教育の施策にも国際化への対応を掲げています。

英語活動とともに、国際理解のための取り組みも推進する必要があります。

③学習支援ボランティアの活用

教育委員を中心とした退職教員の学習支援ボランティア「わくわく」が各小学校のニーズに対応しています。ボランティア登録者数はまだ少ないです。

発達障害児のヘルパーは、小中学校で13人、幼稚園で4人配置されています。

「わくわく」で足りない分は地域の退職教員に協力を呼びかけて対応していますが、ニーズ全てには応えられていない状況です。

障害児へのヘルパー配置数もまだ不足しています。学校からはまだ多くのニーズがありますが、財政上、今以上の配置は難しいです。

④多様な教育・体験活動

平和教育や環境教育、福祉教育等の体験活動の取り組みは学校ごとに異なりますが、おおよそ同様の取り組みがされています。

人権教育については、各校とも力を入れて取り組んでおり、講演会や学年集会を実施しています。

平和教育や環境教育、福祉教育、キャリア教育、人権教育等、各学校が実施している各種教育活動や体験学習を今後も継続して実施し、児童生徒の豊かな心の育成を図る必要があります。

⑤学校評議員制度

学校評議員については各学校で選定された学校評議員に対し、教育委員会で委嘱を行っています。評議員会は年2回開催され、学校への指導・助言を行います。

予算の都合で評議員の会議回数が縮小していますが、地域に開かれた学校づくり、学校運営の外部評価という観点から地域の声は不可欠です。会議開催回数の増加を検討する必要があります。

⑥学校における相談体制

心の教室相談員は各中学校に配置しています。町の教育相談員は東風平校区、具志頭校区に各1人配置し、保護者からの相談も受けています。

スクールカウンセラーは県事業で配置されています。拠点校として、東風平中学校、具志頭中学校に各2人配置されており、東風平小学校と具志頭小学校へ出向いています。常駐ではなく、交替で勤務しており、子どもとの相談だけでなく、保護者や先生の相談にも応じています。

>>アンケート調査では…<<

- ・いじめられたことがある 中学生 21% 高校生 13%
 - ・いじめられたときの相談 「相談していない」 中学生 48% 高校生 57%
 - ・いじめをしたことがある 中学生 23% 高校生 15%
- (また、「いじめられた経験者」のうち4割は「いじめをした経験者」でもあった。)

⑦幼小連携及び保育園との連携

幼小連携は、同じ教育委員会管轄のため比較的連携が取りやすくなっています。しかし、幼稚園と認可保育所(園)の幼保連携は進んでいません。小学校と認可保育所(園)の連携もないため、小学校では保育園から上がってくる子について充分理解できていません。子どもの育ちをつないでいくため、また職員の資質向上のためにも連携を行う必要があります。

幼保も少しずつでも連携を行っていく必要があります。まずは保育所、幼稚園が交流することから始める必要があります。

幼小の連携に認可保育所(園)も含め、教育課程、保育カリキュラムに位置付けて計画から反省までしっかり行い、次へつなげる陽に取り組む必要があります。そのためには、教育委員会と児童家庭課との連携も強化しなくてはなりません。

前期の点検4

子育てを支援する生活環境について

1. 安心して外出できる環境の整備

①道路交通環境

通勤、通学、学童、地域住民の安全確保に努め、安心して歩ける道路整備に努めています。

道路、公園においては段差をなくし、高齢者や車イス等にも配慮したバリアフリー化を実施しています。

>>アンケート調査では…<<

- ・自由回答では、道路環境についての改善を求める声が非常に多くなっている。
内容としては、「歩道の整備（狭い、通学路に歩道がない、ガードレールを設置してほしい）」
「信号やカーブミラーを設置してほしい」「草刈をしてほしい」「サトウキビの歩道へのせり出しを改善してほしい」との声が多くなっている。

近年財政的に厳しいため、町道等の整備が非常に厳しい状況となっています。

②子育てバリアフリー

公的建築物については段差の解消及びエレベーターの設置等の改修を行っています。また、子育て家庭のために、ベビーベッド、トイレ個室へのベビーシート設置等を行っています。

子育て家庭を支援する環境整備について検討する必要があります。

2. 子どもの安全の確保など、安心できるまちづくり

①地域における安全なまちづくり

学校、PTA関係が連携し、登下校時の学校周辺の安全パトロールを実施しています。

地域における人と人とのふれあいやコミュニケーションの希薄化が課題です。これまで以上に、地域の人々が協力して青少年犯罪を未然に防ぎ、また犯罪から守る体制づくりが必要です。

地域の行事等、青少年同士、親子間、地域の人々が互いに知り合い、ふれあう機会を増やす必要があります。

②青少年健全育成推進協議会活動支援

毎月第3金曜日の「少年を守る日」に、行政、学校、PTA関係、警察、少年補導員、各支部青少協役員で町内各所のパトロールを実施しています。

パトロールを夜間に実施していますが、子どもたちはパトロールしている時間帯は家にいて、深夜から行動する傾向が増えています。

子どもの在宅確認が出来ない親が増加しています。（見て見ぬふり）

家庭、学校、地域等の各関係機関が連携、協力して深夜徘徊・飲酒、喫煙等の未然防止を進める必要があります。

③公園等における安全の確保

公園の整備においては、都市公園整備検討委員会及び地域住民の意見等を取り入れ、防犯対策に配慮した整備を行っています。公園内の施設の配置については、死角にならないような配置と遊具等のより安全な場所への設置を考慮し、位置を設定しています。

子どもたちが安全で安心して利用できる遊具等の施設整備の充実、遊び場の確保が必要です。

前期の点検5 職業生活と家庭生活との両立について

1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

①男性の家庭生活への参加啓発

仕事と子育ての両立について、国・県からのポスターやチラシ等の配布がある時に啓発を行っています。

>>アンケート調査では…<<

- ・父親の育児参加程度

(就学前)「十分参加している」29% 「ある程度参加」44% 「参加していない」19%

(小学生)「十分参加している」21% 「ある程度参加」47% 「参加していない」18%

- ・育児への関わりが不十分と感じる理由

「仕事が忙しすぎる」 (就学前) 母親 62% 父親 58%

(小 学) 母親 47% 父親 55%

- ・子育てを楽しんでいる割合

(就学前) 64% (小学生) 63%

>>アンケート調査では…<<

- ・仕事と家庭の両立状況 (就学前)

理想… 仕事を優先 7% 家事や育児を優先 78% 自分のこと優先 9%

現実… 仕事を優先 47% 家事や育児を優先 47% 自分のこと優先 1%

- ・仕事と生活の調和が図られていると感じる割合 (理想と現実の差)

(就学前) ▲40.2 ポイント (小学生) ▲49.2 ポイント

町内の企業に対して、仕事と子育ての両立について周知・広報を図る必要があります。

前期の点検6 要保護児童対策について

1. 児童虐待の防止

①児童虐待の対策

町では平成 18 年に要保護児童等地域対策協議会を設置しました。児童相談所、保健所、学校、警察等の専門家も参加しています。またケース検討会は、その都度開催されており、学校、保健師等関係者が会議に参加しています。

地域においては、社会福祉協議会と民生委員・児童委員との連携を強化しながら定例会等で確認及び情報交換を行っています。

要保護児童等地域対策協議会の機能強化が必要となっています。また、民生委員・児童委員や区長等地域と連携、情報共有し、地域での見守り体制の充実も必要です。

現在は母子保健担当の保健師が虐待の業務にも対応しています。母子保健の訪問活動も不十分な状況であり、人材の確保が必要となっています。

2. ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の支給、沖縄県母子寡婦福祉連合会が実施する介護事務管理士講座等の紹介、情報提供などがありますが、母子家庭に対するものが多くなっています。

社会福祉協議会で町母子寡婦福祉連合会の事務局を担当しており、沖縄県母子寡婦福祉連合会や南部母子寡婦福祉連合会の主催する事業に参加しています。また、町母子寡婦福祉連合会の主催するボウリング大会等で母子家庭等の親睦を図っています。

行政と社会福祉協議会、民生委員・児童委員が連携し、地域のひとり親世帯の実態把握を行う必要があります。

母子寡婦福祉連合会では会員が高齢化しているため、若い会員が参加しやすい活動を展開する必要があります。

3. 障害児施策の充実

①障害の予防・早期発見・早期対応の推進

乳幼児健康診査で把握された気になる子の事後教室を開催しています（平成 20 年 2 月～）。

健診で把握された気になる子については、心理士から保健師へつなげており、指導が必要な場合には発達相談につなげています。平成 21 年は 10 人程度となっています。

育児が困難な保護者を保健師等で支援する養育支援事業も実施しています。対象は 4 か月以上の子を持つ育児不安の強い保護者等で、個別訪問を行います。現在は助産師が訪問していますが、訪問回数は一人につき 1 回のみであり、充実が必要です。

現在実施している妊婦健康診査 14 回分の公費負担を今後も継続して実施する必要があります。また、健診事後教室や養護支援事業など、個々に対するフォローの充実も必要です。

②障害児保育・教育の充実

障害児保育は、公立保育所で実施しています。また、幼稚園においては、各園で障害児の受け入れを行っており、障害児数に応じてヘルパーも配置しています。

学齢期の子の中には特別支援学校へ通学している子がいます。平成 21 年度は数人の該当児がいますが、過去 2 年間はいませんでした。

発達障害児については、可能な限りヘルパーの派遣を行っています。

現在の公立保育所での障害児保育や幼稚園、学校での障害児の受け入れを行い、また、障害児への対応の充実を図る必要があります。

今後、該当児が出た場合には、ヘルパー派遣やバリアフリー等対応の検討が必要です。

③発達障害に対する支援策の推進

認可保育所（園）から気になる子の情報が上がってきた時は、その都度発達障害の専門家を探して保育士への指導等を行っています。巡回指導は行っておらず、現在は発達の気になる子を必要に応じて専門機関につなげている状況です。発達障害に対応する体制づくりが必要です。

発達障害と診断される前の気になる子への対応の充実が必要です。

発達支援については定期的な巡回指導があると良いですが、現在は実施されていません。早期に実施できるように進める必要があります。

第5章 今後の取り組み

基本目標1 地域における子育ての支援の充実

1. 子育て支援サービスの充実

①一時預かりの充実

現在の実施園を継続するほか、一時預かりのニーズを補完するためファミリーサポートセンター事業を実施し、対応を図ります。

②幼稚園における預かり保育の充実

学校教育課と連携し、ニーズの高い幼稚園において定員を増やせるよう、受け入れ体制の充実に努めます。また、預かり保育において町給食センターの給食を提供できるように検討します。

③地域子育て支援拠点事業の推進

これまでの地域子育て支援センターのほか、ひろば型での対応を推進するため、児童館や公民館と連携・協力し、地域子育て支援センターがない地域の子育て支援、交流の場づくりを行うように努めます。

④放課後児童健全育成事業の充実

現状では利用者の大きな増加はみられませんが、今後小学校低学年児童の増加が見込まれる地域におけるニーズを見極めながら、新たな学童クラブの設置検討を行います。

⑤子ども手当の支給

新しく創設される子ども手当の支給を行うとともに、手当の趣旨についての理解を深め、支給を受けた子ども手当がその趣旨に添って用いられるよう周知を行います。

⑥母親クラブの活動支援

児童館で活動している母親クラブの「ひよこクラブ」の活動支援を引き続き行います。

⑦ファミリーサポートセンター事業の実施

子どもの預かりについて、依頼者と援助者が会員登録し、有料で保育サポートを行う本事業の実施に努め、一時預かりや休日・夜間保育等への対応を図ります。実施については社会福祉協議会の協力を得ながら進めます。

また、将来的には病児・病後児保育、ショートステイ等にも対応できる体制の整備に努めます。

⑧その他の子育て支援事業の実施検討

病児・病後児保育事業、休日保育事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業といった、国の示す事業について、今後のニーズや関係者の声を聞きながら実施検討を行います。

2. 保育サービスの充実

(1) 通常保育事業の充実

待機児童の解消を図るため、認可保育所（園）の定員増を行います。また、入所希望の多い0歳、1歳を受け入れる体制の整備に努めます。

(2) 延長保育事業の充実

今後も現在実施している認可保育所（園）で継続して実施します。

(3) 保育内容の充実

①保育の充実促進

認可保育所（園）を利用する保護者が安心して子どもを預けられるように保育環境を整え、子どもたちが心身ともに健康に、また心豊かに成長、発育できるよう保育の充実を各園に促していきます。

②親育ての推進

子育てを行う保護者の育児不安の解消のため、認可保育所（園）においては、助言、指導などを行い、望ましい保育の周知・啓発に努めます。

③保育の質の向上

保育の質の向上を図るため、保育士の研修参加を促します。

④園庭の開放

入園前から園庭開放を通して保育園体験をさせるために、全園での実施に努めます。

現在実施されている公立保育所の園庭開放については地域への周知が必要です。町の広報紙を活用するなど、広報を行います。

(4) 認可外保育施設との連携の推進

現在は認可保育所（園）と認可外保育施設との連携がない状況であるため、認可外保育施設に対して、認可保育所（園）との交流や合同研修への参加を呼びかけ、保育の質の向上を図ります。

3. 相談・情報提供及び子育て支援ネットワークづくり



(1) 子育て支援ネットワークづくり

子どもの成長を継続して見守り、養育するために、各機関が連絡調整したり情報交換したりといったネットワークは不可欠です。

現在は行政及び子育ての関係機関や団体の連携体制は確立されていない状況にあるため、行政（児童家庭課）が中心となり、地域の子育て環境の整備を考えるとともに、町内の関係機関や団体の連絡調整の場を設け、現場の状況把握及び意見聴取を行い、地域の環境づくりを推進するような体制づくりを行います。まずは早期に保育の関係機関による連絡会を立ち上げ、その後、幼稚園、学校、児童館、学童クラブ、地域子育て支援センター、民生委員・児童委員、保健師、母子保健推進員、社会福祉協議会などへと広げていくように進めます。

また、児童家庭課内に保育現場の職員（保育士）を配置することを検討し、保育現場の状況を踏まえた施策が円滑に、効果的に進められるように努めます。

(2) 子育て相談の充実

①相談体制の強化

子育て家庭の不安や悩み等の解消及び情報提供の充実を図るため、児童家庭課窓口や地域子育て支援センター、各認可保育所（園）、幼稚園、保健師、民生委員・児童委員、ふれあいプラザ相談所（社会福祉協議会）等における相談員の資質向上、相談体制の強化に努めます。

②各相談機関の連携強化

また、各相談機関、相談員間の連絡、情報交換の場を設け、相談案件に対する意見交換や新しい情報の確認と周知を図ります。

(3) 子育てに関する情報提供の充実

①広報紙の充実

子育てに関する情報を町の広報紙に継続的に掲載できるように努めます。また、町内では、アパート等で広報紙が配布されていない世帯もあるため、確実に各世帯に配布される方法についても検討を行います。

②気軽に入手できるような情報提供の検討

子育ての豆知識や認可保育所（園）情報、行事・イベントなどについて簡単なチラシのようなものを随時作成し、町内のスーパーなど多くの人が訪れる店舗に置いていただく等、気軽に入手できるような情報提供方法について検討と実施を行います。

情報チラシの作成は児童家庭課と子育て支援ネットワークの協力により作成します。

③ホームページの子育て支援コーナーの開設

現状では情報量があまり多くないので、町内の保育や子育てに関する情報などの充実を図ります。

④子育てガイドの発行

一時保育実施園やファミリーサポートセンターの紹介等内容の充実を図ります。予算がないため、コピーして配布しています。

4. 児童の健全育成のための取り組みの推進



(1) 子どもの遊び場の充実

①遊び場の充実

公園については、維持管理（遊具の修繕・充実、衛生面や防犯面）に努めるとともに、地域や町民、行政、事業者等が協働で維持管理に取り組む体制づくりの推進に努めます。

防犯面や安全面においては、公園に目が行き届くようにするため、郵便や新聞配達員、公園のゴミ拾い等のボランティアの活用等といった巡回の強化、頻度増を推進します。

また、具志頭庁舎隣接の旧学校体育館を子どもたちの遊び場として活用できるように努めます。

②児童館の充実

児童館は公民館と併設であるため、それぞれの活動を尊重しながら、またそれぞれの活動を活用するなど、地域でともに利用できるように努めます。

また、公民館と兼用型ではない児童館またはこれに類似する施設について、校区ごとに整備するように努めます。

(2) 子どもたちの活動の充実

①子ども会等の活動の充実

子ども会未加入者への加入呼びかけ等、子ども会活動の一層の充実を図ります。また、子ども会等による空き缶拾い、老人ホーム慰問等の活動を主体的に行えるように推進します。

②ボランティア活動の推進

社会福祉協議会で取り組んでいる「小学生ボランティア研修会」「中高校生ボランティア研修会」「ボランティア活動推進校の指定」を継続実施できるように支援を行います。

③福祉教育の推進（社会福祉協議会）

学校の総合学習の時間を活用した福祉教育を継続し、車いす体験やアイマスク体験等を行います。

また、世代間交流を地域で行うよう推進するほか、町内を7地区に区分して地区ごとに福祉活動を行う社会福祉協議会のコミュニティーネットワーク事業においては、7地区全てで福祉教育が実施できるような体制づくりの支援を行い、福祉教育の推進を図ります。

④西部プラザ公園における自然体験の実施

西部プラザ公園の体験学習施設を活用して子どもたちが自然体験を行えるよう、指導者の確保と施設内の機材等の確保に努めます。町教育委員会及び経済課等と協議し、体験学習施設としての活用方法等を検討します。

⑤ハッピーサービス（祝い隊）の推進

合併前に実施されていた本事業について、今後活動が再開できるように努めます。

(3) 子どもの居場所づくりの推進

①放課後の居場所づくりの推進

アンケート調査でも保護者のニーズが高い放課後の居場所づくりについて、関係機関や団体とより良い環境づくりについて協議し、安心・安全に過ごせる方法の検討と実践を図ります。

②新興住宅地の居場所づくり検討

特に人口が急激に増加している伊覇、屋宜原地区について、子育て支援の環境が整うように、地域子育て支援センターや学童クラブ、児童の放課後の居場所づくりをどのように展開するべきか検討し、施策の展開に努めます。

③公民館の活用

地域資源である公民館を活用した子どもの居場所づくりを推進するため、自治会や公民館に理解・協力を得て、学童クラブ、地域子育て支援センターの出張、地域人材を活用した子どもの居場所づくりの強化を図ります。

④退職教員の活用、教員を目指す大学生等の活用の推進

退職した教員に対し、子どもたちの活動や学習の支援など地域の居場所づくりへの参加を依頼します。

また、大学と連携し、教員を目指す大学生や保育士養成校の生徒へもこの取り組みへの参加を呼びかけ、小学生の居場所づくり並びに大学生の体験、学びの場となるように推進します。

⑤青少年のための対策の推進

非行や不登校などの子どもをなくすために、地域の青年会を中心に、青少年の居場所、活動の場をつくり、若者のエネルギーを発揮した地域起こしにもつながるような対策、取り組みの実施できる環境づくり、連携体制づくりを推進します。

基本目標2

母と子の健康の確保及び増進

1. 母子保健事業の充実

①親子健康手帳の交付及び活用促進

親子健康手帳の活用方法について周知を図るとともに、交付時の子育てに関する情報提供及び相談、交付家庭の状況把握などを行うように努めます。

②母子保健に関する相談の充実

保健師の資質向上を図るほか、母子保健担当の保健師も保健センターに配置し、保健師同士が連携して相談に対応する体制をつくります。

③母子保健推進員の活動の充実

母子保健推進員の確保に努め、母子保健事業の円滑化及び地域の母子の健康保持・増進の充実に努めます。

④妊婦健康診査の充実

受診率の向上のため、受診勧奨をより強化するとともに、健診後にきめ細かなフォローができる体制の整備を図ります。

⑤乳幼児健康診査の充実と受診率の向上

他市町村と比べ健診受診率が低いため、もっとも受診率の低い3歳児健康診査を中心に、乳幼児健康診査の受診勧奨を強化します。このため、身長や体重を測るだけではなく、発達障害の早期発見や食育指導など、健診が重要な場であることを周知・広報し、受診につなげていきます。

認可保育所（園）からも、健診からサポートにつなげる体制がつけられていることを保護者に啓発し、受診を勧めるように促していきます。

⑥2歳児歯科検診の充実

1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査で実施している歯科検診のほかに2歳児への歯科検診を今後も継続して実施し、むし歯を持つ子どもの減少に努めます。

⑦健診結果の活用

健診結果については、町の子どもたちの健康状態・発育・発達をみていく上で重要な資料なので、関係者で共有し子どもたちの健康増進に努めます。気になる子の健診結果については、個人情報に留意しながら関係者で共有し支援を展開します。

⑧予防接種の推進

今後も継続して事業を実施し、また予防接種の実施や必要性についての周知・広報を行い、接種率の向上を目指します。

⑨妊産婦訪問指導の推進

保健師等人材の確保を図り、妊産婦への訪問指導が十分に行えるように整えていきます。

病院を受診しない方へのきめ細かな対応を行います。

⑩こんにちは赤ちゃん事業の推進（新生児訪問）

現在実施している「こんにちは赤ちゃん事業」を継続して実施します。

訪問を拒否されたり、健診にも来ない等会えない子もいるため、事業の重要性の周知・広報に努めます。また、周知・広報の方法についても検討します。（親子健康手帳の交付時に重要性の説明をするなど。）

⑪乳幼児訪問指導の推進

人材の確保を図り、乳幼児への訪問指導が十分に行えるように整えていきます。

⑫乳幼児医療費助成事業

乳幼児の疾病の早期発見と治療の促進、健やかな成長を図るため、本事業を継続して実施するとともに、制度の周知徹底に努めます。

⑬禁煙指導の強化

親子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等において、喫煙が及ぼす母子への健康被害の理解など、禁煙指導を行います。

⑭育児サークルの充実

育児サークルの充実のため、母親の参加促進や父親の参加も呼びかけていきます。

⑮小児科救急外来利用についての周知・広報

保護者へ小児科の一般外来と救急外来の利用について周知・啓発を行い、子どもの病気やけがの際に適切な選択ができるように図ります。

2. 「食育」の推進

①食に関する保護者等への意識啓発

乳幼児期や学齢期の食育の重要性について周知の強化を図ります。

広報の方法については、町の広報紙だけではなく、町内の店舗等の協力を得て、子育て情報のフリーペーパーなどを置いてもらうなど、いつでも手軽に情報が入手できるような方法を検討し、実施に努めます。

②離乳食実習の充実

離乳食は食育の基本になるので、今後も継続して実施します。また、参加促進を図るため、親子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時に参加を呼びかけるほか、土曜日の開催も行います。

参加者が子どもを預け、安心して実習を受けられるように、保育スペースを設けて母子保健推進員等が対応するように努めます。

③認可保育所（園）における食育の推進

認可保育所（園）での食育の取り組みを継続して実施するほか、食育計画を作成して計画的に取り組むように推進します。また、保護者への指導について強化に努めるよう促します。

栄養士と法人保育園、認可外保育施設とは連携がないため、離乳食実習に保育士が参加する機会や食育についての研修の機会をつくるなど、栄養士が関わるように努めます。

④学校における食育の推進

学校、家庭、地域が連携して子どもの望ましい食生活の形成に関わる取り組みの充実を図ります。町主催の食育講演会やお父さんの調理教室等の開催の際、老人会、婦人会等の各種団体との連携を深めながら、取り組みの浸透を図ります。

幼稚園については、委託で実施している給食のあり方について検討（町給食センターの利用等）するとともに、給食だけではなく弁当の日も設け、働いている保護者も弁当を通して子どもとのスキンシップを図ったり、食への興味・重要性を学べるように進めます。

学校の職員だけで子どもたちに食育を行うことは難しいため、専門的な知識を持つ栄養職員や栄養教諭の配置に努めます。

⑤食育についての連携

町の栄養士、認可保育所（園）、幼稚園、学校、給食センターといった、子どもの栄養・食育を担っている担当者間の連携、連絡調整の機会を持ち、情報交換や資質向上に努め、町の食育の推進を図ります。

3. 思春期保健対策の充実

中学生に対する性教育や子育ての大変さ、命の大切さ・尊さについて、保健師と学校が連携して指導することにより、生きることや親子の愛情、自らが子を持つこと等について考える機会を与え、次代の親の育成に努めます。

飲酒・喫煙防止、薬物乱用防止については、各学校での取り組みを今後も継続して推進します。

基本目標3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 次代の親づくり

①男女共同参画意識の啓発

「男女共同参画計画」を策定し、町をあげて町民の男女共同意識の向上を図るとともに、子どもたちへの意識啓発を行うように努めます。

学校においては、道徳教育や人権教育の中で取り組んでいきます。

②児童生徒が乳幼児とふれあう機会の提供

児童生徒が、乳児のだっこ体験や子どもとのふれあいを通して子育てや親子、生きるということについて学ぶ機会の提供について実施検討します。

実施するためには、児童生徒数や乳幼児数、実施時間や内容等について協議する必要があるため、児童家庭課と学校教育課で調整し、校長会等で行事計画に組み入れてもらうよう説明に努めます。

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 確かな学力の向上

①基礎、基本の定着と学習を支える力の育成

学力向上対策推進要項に基づき、「基礎、基本の定着」に向けたわかる授業、参加する授業の充実、児童生徒の実態に応じた補充的な指導、授業改善の推進、読書の習慣化等を推進します。

また、「学習を支える力の育成」を図るため、授業に向かう基本的な姿勢の定着指導、家庭学習の習慣化を図ります。

②夏期スクールの充実

英会話、作文、コンピュータ、算数等の夏期スクールの充実を図ります。

③英語活動の充実

町で力を入れて取り組んでいる英語活動について、今後もALT、JTEの幼小中学校への派遣を行い、指導充実を図ります。

④コンピュータ教育の充実

年間指導計画の充実及び学校へのコンピュータ指導補助員の派遣を行い、指導充実を図ります。

⑤教職員の資質向上

初任者研修、10年経験者研修、幼小中県外視察研修を行い、教職員の資質向上を図ります。

⑥学習支援ボランティアの確保

学習支援ボランティアを募集し人材の確保に努めるとともに、授業において児童生徒の学習を支援するため、各学校への派遣支援を行います。

授業中や放課後等に学習についていけない児童生徒を指導したり、一人ひとりに合った学習支援を行い、個性の伸長を図ります。

(2) 豊かな心の育成

①道徳教育の充実

道徳の時間を確保するとともに、指導課程の工夫、ねらいに即した資料の分析と活用、発問の工夫を図るなど、授業の改善を行います。さらに、道徳の時間で学んだことが特別活動などの場で実践されるように工夫します。

②体験活動、学習の充実

各教科等の指導における体験学習は元より、学校行事、学級活動、児童会・生徒会活動において、勤労・奉仕等の体験学習を推進します。（あいさつ運動、職場体験学習、ボランティア活動（汗水節の心行動デー等のクリーン活動））

また、人権教育、平和教育や環境教育、福祉教育等の学習も継続して実施します。

③文化、芸術活動の推進

心豊かな児童生徒を育成するため、郷土芸術鑑賞教室、舞台芸術シアター、子ども芸術劇場への参加を促進し、文化への理解を深めるとともに、情操の涵養に努めます。

(3) 健やかな体の育成

①学校における子どもの健康づくりの推進

子どもたちの基本的な生活習慣の確立や健康づくりを推進するため、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発、発達段階に応じた健康づくり指導の工夫、給食指導の充実、健康的な食生活の形成に向けた取り組みの充実等を行います。

また、学校保健委員会の活性化を図り、保健・安全・給食の充実に努めます。

②学校における体育・スポーツ活動の充実

学校における各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催、体育施設等の整備の充実により、日常的に運動に親しむ環境づくりに取り組みます。

スポーツテスト等の調査により子どもの実態を把握し、進んで楽しく取り組む体育や学習指導の工夫・改善に努め、運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図ります。

また、外部指導者の活用などによる運動部活動の活性化を図ります。

(4) 特色ある学校づくり、信頼される学校づくり

①特色ある学校づくりの推進

特色ある学校づくりを推進するために、教育委員会では学校の取り組みに対し、積極的に指導・助言を行います。各学校においては、その取り組み内容について具体的、実効性のある計画に基づき、各学校の特色が表れるように留意するとともに、PDCAサイクル（計画→実行→検証→改善）による取り組みの管理に努めます。

②「学校評議員制度」による学校経営の推進

地域に開かれた学校づくり、学校運営の外部評価という観点から学校評議員会を開催し、地域の声を反映した学校経営を推進します。また、会議開催回数の増加を検討します。

③校種間連携の推進

幼稚園、小学校、中学校合同の授業研究を通して、児童生徒の発達の様子や指導の状況について理解を深め、各学校段階における指導の工夫改善を図ります。

④学校の安全対策の充実

各学校の危機管理マニュアルに基づいた安全対策を行うとともに、地域の実態を踏まえた日常的な安全指導の実施、地域安全マップの作成、地域ぐるみの安全パトロール運動等の実施により、児童生徒の安全確保を図ります。

⑤教育相談の充実

生徒指導・教育相談体制を確立し、子どもたちの相談・指導の充実を図ります。特に、遊びや非行型の不登校生徒の指導においては、その生徒の良さや可能性を見つけ伸ばすとともに、居場所の確保に努めます。

また、教育相談員、学級担任、スクールカウンセラー、サポートセンター等と連携し、保護者との相談の機会を設けます。

⑥学校施設等の整備充実

校地、校舎、地域連携室等の学校施設や設備の整備や活用に努めるとともに、計画的な植栽や花壇の整備を行います。

視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の効果的な活用に努めます。

(5) 幼児教育の充実

①幼児教育の充実

幼児教育の充実を図るため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の育成」の3つの柱に基づいた取り組みを推進します。

また、教職員の資質向上を図るため、各種研修への積極的な参加を促します。

町の幼児教育を計画的に進めていくため、「幼児教育振興アクションプログラム」の作成に向けて、幼稚園との協力の下、策定に向けた体制づくりに努めます。

②幼小連携及び保育園との連携の推進

幼稚園、小学校、中学校の校種間連携による合同の授業研究を通して、児童生徒の発達の様子や指導の状況について理解を深め、各学校段階における指導の工夫改善を図ります。

幼稚園と認可保育所（園）の連携を図るため、認可保育所（園）、幼稚園合同の親睦を持つ交流や連絡会を定期的に開催するほか、幼小の連携に認可保育所（園）も含め、教育課程、保育カリキュラムに位置付けての取り組みを行います。このため、教育委員会と児童家庭課との連携強化に努めます。

3. 家庭と地域の教育力の向上



(1) 家庭教育への支援

①家庭教育への支援

家庭学習の習慣化を図るために、読み聞かせの時間を持つ（幼稚園児）、日課表を作成しての家庭学習の時間の確保、テレビを30分消す運動等の取り組みを家庭に促していきます。

また、地域教育懇談会等において「家庭教育の手引き」「家庭教育手帳」の内容を紹介し、家庭における活用を促進します。

②家庭教育の意識啓発

保護者の家庭教育学級や家庭教育講座等への参加を促し、子どもの教育についての理解を深めるよう努めます。

子どもの早寝早起きの習慣化を図る6：30運動、家族団らんの日を持つ「家庭の日」など、生活リズムの確立を図るための家庭教育の意識啓発に努めます。

(2) 地域の教育力の向上

①地域活動の推進及び理解促進

地域でのあいさつ運動、一声運動、公園・道路等の清掃活動等、地域のつながりを地域がつくり、子どもたちにも意識を広げていく行動の推進を図ります。

また、公民館、自治会館、児童館等の集会所や公園等の地域施設を子どもたちの活動に開放することについて理解を求めています。

②教育講演会の実施

学力向上対策総会と同時に本講演会を行い、保護者及び地域住民へ学力向上対策の取り組みの説明を行うとともに、地域と学び合う機会とします。

③地域教育懇談会の実施

自治会（字）・班等の単位で学力向上対策の支部を設け、計画的に地域教育懇談会を実施し、地域に学力向上対策の取り組みが浸透するように図ります。多くの保護者や地域住民の参加を呼びかけ、家庭や地域がどのように取り組み、学校はどのように支援すれば良いかを話し合う機会とします。

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

1. 地域環境の保全

地域環境の保全のため、大気汚染や騒音、悪臭、水質汚濁等の苦情に対し、随時対応を行います。

2. 安心して外出できる環境の整備

(1) 道路交通環境の整備充実

道路整備については、特に歩道の整備、交通安全施設の設置を求める声があります。このため、通学路を中心に安全な道路環境の整備に努めます。

(2) 子育て家庭に配慮した屋内・屋外環境の整備充実

①子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

バリアフリー新法に基づき道路、公園、公共建築物等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや託児コーナー、授乳コーナー、ベビーチェアのあるトイレ等、公共施設における子育て家庭に配慮した設備の整備に努めます。

②講演会等による子育て支援の充実

町が開催する講演会等の行事の際に、保育士を配置して保護者が子どもを預けられるスペースを設け、子育て家庭が安心して行事に参加できるよう支援します。

3. 子どもの安全の確保と安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 交通安全対策の推進

①「交通安全運動」の推進

年4回の交通安全週間における交通安全意識の啓発を継続して実施し、地域住民の交通安全意識の向上を図ります。

②交通安全教育の推進

各地区の交通安全協会等により認可保育所（園）や幼稚園、学校で実施されている交通安全教育を今後も継続して実施します。

③交通安全用具の支給

交通安全のためのランドセルカバーの配布を今後も継続して実施します。

(2) チャイルドシートの利用促進

チャイルドシートの利用促進を図るため、警察との連携による普及啓発を行います。

(3) 安全なまちづくりの推進

①地域における安全なまちづくりの推進

地域の人々が協力して青少年犯罪を未然に防ぎ、また、子どもを犯罪から守る体制づくりを推進するため、地域の人々が互いに知り合い、ふれあう機会を増やすように努めます。

②青少年健全育成推進協議会の活動支援

家庭、学校、地域等の各関係機関が連携、協力して深夜徘徊や飲酒、喫煙等の未然防止の徹底に努めます。

③「地域安全マップ」の作成、危険か所等の周知

今後も地域安全マップを各小学校で作成するとともに、地域懇談会の場合等で安全マップの地域への周知を図り、危険か所等の周知を行います。

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

①地域のパトロールの推進

今後も青少年健全育成協議会や地域団体による夜間パトロール等を継続して行う等、防犯活動の強化を図ります。

②犯罪に関する情報提供及び情報交換

今後とも警察や関係機関と連携し、犯罪等に関する情報を地域に発信していきます。

基本目標5

職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

フレックスタイム制や時差出勤制度の導入など、就労環境の見直し、改善について、町内企業への啓発に努めます。

2. 仕事と子育ての両立の推進

事業所での育児休業制度の導入を促し、全ての職場で育児休業を取得できることを目指します。

また、制度のほか雇用者、労働者とも仕事と子育ての両立に理解を示し、健診や子どもが病気の時などに仕事を休みにくい環境の改善が推進されるように啓発を行います。

基本目標6

子どもの権利擁護と要保護児童への支援

1. 子どもの権利を尊重する社会づくり

①子どもの権利擁護の意識向上

地域の人権擁護委員と連携し、児童の権利擁護についての啓発、広報に努めます。

②子どもの意見を聞く場の設置

斬新で新鮮な子どもたちの意見も取り入れて地域づくり、地域起こしができるよう、行政と子どもたちが対話する機会を設けます。これにより、行政と子どもたちの垣根が取り払われ、自分たちがまちづくりに関わっている、関わるということが可能であるという意識及び地域への関心が高まることも目指します。

2. 児童虐待の防止と子どもの保護

①協議会やケース会議の強化

要保護児童等地域対策協議会の機能強化を図ります。また、ケース会議についても関係者、関係機関等との連携を図るとともに、民生委員・児童委員や区長等地域との連携及び情報提供を行っていきます。

②虐待予防の啓発の推進

虐待を予防するために、虐待防止に関するチラシやポスター掲示を行い、啓発・広報に努めます。

③育児支援家庭訪問事業の実施

本事業を今後も継続して実施し、こんにちは赤ちゃん事業により訪問した中で育児不安を抱えているなど気になる家庭への対応を行います。

④虐待等の相談体制の充実

虐待やDVに対応する相談員として社会福祉士を配置し、相談体制の充実を図ります。

⑤要保護児童対策の連携強化

児童虐待や青少年の非行、引きこもり、不登校など、子どもや子育て家庭をめぐる様々な問題が発生しているため、町と保育所（園）、幼稚園、小学校、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等関係者の連絡会を持ち、地域の連携・協力で課題解決に向かうよう対応の強化を図ります。

3. ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭の把握と相談の充実

行政と社会福祉協議会、民生委員・児童委員が連携し、地域のひとり親世帯の実態把握に努め、ひとり親家庭のニーズに対応した相談の充実を図ります。

②母子及び父子家庭医療費助成

母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成し、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

③児童扶養手当支給

母子家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図るため、手当の支給を行います。

④社会福祉協議会による母子寡婦福祉事業の支援

社会福祉協議会が事務局を担っている町母子寡婦福祉連合会が実施する「母と子の楽しい運動会」「ボウリング交流会」等の事業について、行政からも支援や協力に努めます。

また、母子寡婦福祉連合会では会員が高齢化しているため、若い会員が参加しやすい活動を検討します。

⑤母子家庭の母親に対する就労促進

社会福祉協議会と連携し、就労につながる講習会等の実施に努めます。

4. 障害児施策の充実

①障害の早期発見・早期対応の充実

乳幼児健康診査等の母子保健事業における早期発見、及び健診事後教室や養護支援事業の充実に努めます。

②障害児支援ネットワークづくり

継続した支援ができるよう、健診結果や家庭状況等に関する情報を認可保育所（園）や幼稚園、学校等へ提供するように整備を図ります。

また、島尻特別支援学校等との連携により、障害児支援のネットワークづくりを行います。

③相談支援の推進

障害児の相談支援の充実を図り、気軽な相談から専門的な相談及び関係機関へのつなぎ等、支援を行います。

④障害児保育・特別支援教育の充実

集団保育が可能である障害児を対象とした障害児保育を継続して実施するとともに、障害児への対応の充実を図ります。

学校においては、障害児の可能性を最大限に伸ばし、健常児とともに健全な社会性の成長・発達の促進を図ります。

また、今後も障害児へのヘルパー派遣、校舎等のバリアフリーに努めます。

⑤学童クラブにおける障害児の受け入れ支援

障害児を持つ家庭の学童クラブ利用促進と学童クラブの受け入れ体制整備を図るため、学童クラブに対する障害児の受け入れ支援を行います。

⑥発達障害に対する支援策の推進

発達支援の充実を図るため、心理士による定期的な巡回指導の実施を目指します。

また、認可保育所（園）、幼稚園と保健師、心理士が連携し、情報交換や助言指導を行う場を設け、一人ひとりの発達障害児や気になる子への対応の充実を図ります。

⑦障害児のための福祉サービスの充実

障害者自立支援法に基づき、児童デイサービス、日中一時支援事業といった障害児が利用できる福祉サービスを実施し、障害児とその保護者の生活支援を図ります。

⑧障害児を持つ家庭への手当の支給

障害福祉手当及び特別児童扶養手当を支給します。

第6章 目標値

1. 子育て支援事業関連

事業名		現状 (H20)	目標 (H29)	目標設定の根拠
通常保育 (0～2歳)	人	380	475 (H22) 500 (H26) 590 (H29)	現在の家族類型を基にしたニーズ量より試算して設定（サービス希望率71.3%）。 この目標量を充足する保育量の確保を図る（特に、0、1歳児のニーズに対応）。
通常保育 (3～5歳)	人	423	453 (H22) 500 (H26) 647 (H29)	現在の家族類型を基にしたニーズ量より試算して設定（サービス希望率62.2%）。 この目標量を充足する保育量の確保を図る。
延長保育	人	36	63	平成29年度のニーズは527人と多くなっているが、現状の延長保育利用率とかけ離れている。
	か所	8	8	現状の利用率（保育所利用者の4.6%）で算出し、目標値を設定している。
一時預かり	か所	3	3	平成20年度は3か所であったが平成21年度には1か所へと減少。目標は、前期計画で掲げていた目標を掲げている。 一時預かりのニーズに対しては、ファミリーサポートセンターを実施し補完していく。
放課後児童健全育成事業	人	200	200 (H22) 250 (H26) 300 (H29)	ニーズ量は平成29年度で769人であり、現状よりも大幅増であるが、整備は難しい状況にある。 現状の利用を基本とし、伊覇、屋宜原地区での利用増を見込み目標を設定。
	か所	4	4 (H22) 5 (H26) 6 (H29)	
放課後子ども教室	か所	0	2	伊覇、屋宜原地区での児童増が見込まれるため、実施を図る。
地域子育て支援拠点事業	か所	1	2	地域子育て支援センターは1か所であるが、出前広場のような体制を推進する。
ファミリーサポートセンター	か所	0	1	ファミリーサポートセンターを事業開始できるように準備を進めているため、1か所の整備で設定している。

※病児・病後児保育、一時預かり事業のニーズ量は、1人当たりの利用意向日数。

2. その他の目標値



項目	指標	前期目標 (H21年)	H20年 実績	H21年 実績	H26年 目標
子育てネットワーク委員会	設置	1	0	0	1
広報紙における子育て支援コーナー確保	設置	1	0	0	1
ホームページの子育て支援コーナー開設	設置	1	0	0	1
子育てガイドの発行	設置	1	1	1	1
「子育て広報」の作成、配布	設置	—	—	—	実施
児童生徒が乳幼児とふれあう機会の提供	設置	1	1	1	1
子育てサポーターの養成	設置	1	0		
乳児健康診査受診率	率	87%	86.3%		95%
1歳6か月児健康診査受診率	率	80%	80.2%		90%
3歳児健康診査受診率	率	65%	65.0%		85%

第7章 計画の推進

本計画の実行により、町の次世代育成支援がより良い成果を上げるためには、行政の連携による全庁的な取り組みが必要であるほか、地域社会がそれぞれの役割を果たし、また相互が交流、連携、協働を図り、一体となって取り組んでいくことが重要となります。

町では以下のような計画の推進体制や進行管理体制により、次世代育成支援施策の確実で効果的な進行を図ります。

1. 計画の推進体制

次世代育成支援の対策は多くの分野にわたっており、各種の施策を推進するために様々な課による取り組みを強化するとともに、関係課職員による庁内連絡会議等を設置し、担当者間の連携を密接に行い、効果的、総合的な観点からの対応ができるように進めていきます。

また、認可保育所（園）、幼稚園、学校、社会福祉協議会、福祉保健所、児童相談所や警察等関係機関の連携による子どもと子育てを支えるネットワークを強化するとともに、自治会や子ども会、PTA、青年会といった地域の組織や団体及び事業所など、地域社会の協働による子育て支援の構築を目指していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の実行とともに、計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが重要となります。後期計画の期間は5か年となっていますが、各事業及び施策の実施状況の把握と点検は毎年度行い、適宜、事業の見直しを図ります。

また、その際には子育て家庭や住民の意見等を考慮し、実効性のある見直しを行っていきます。

■次世代育成支援対策地域協議会設置

本計画が円滑に、効果的に推進されているかを評価する機関として、住民代表や学識者、関係機関から成る「次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、年3回程度、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行っていきます。

■点検・評価と住民の参加

計画の点検・評価の指標とするため、住民や子を持つ家庭等に対するアンケート調査等を行い、地域の意向の把握に努めます。

また、「計画づくり→実施→点検・評価→改善」といった全ての段階に住民が参加し、住民とともに継続的、且つ、柔軟に地域のあるべき姿を検討し、見直し・推進を図ります。

3. 計画の進行状況についての公表

次世代育成支援対策推進法の第8条第5項では、市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画の実施状況を公表しなければならないとされています。このため、広報紙やホームページを活用し、計画の実施状況や点検・評価等について、住民への周知を図ります。

資料編

八重瀬町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(平成18年1月1日告示第15号)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の基本理念に基づき、次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を実現するため、八重瀬町次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 八重瀬町次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の策定に関する事項
- (2) その他行動計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、関係機関・各種団体の役員、識見を有する者その他町長が必要と認める者で構成し、町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、行動計画策定の終了の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に八重瀬町次世代育成支援行動計画専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、行動計画に係る専門的な事項を調査研究する。
- 3 部会の委員は、職員その他町長が必要と認める者で構成する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選でこれを定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、委員長が招集し、部会長は会議の議長となる。
- 8 部会長は、部会における調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会及び部会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、児童家庭課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

八重瀬町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

No.	氏 名	所属課及び役職	区分	備考
1	大兼久 旭	沖縄県南部福祉保健所福祉総括	児童福祉	
2	野原 実	八重瀬町民生委員・児童委員協議会長	社会福祉	
3	宮国 伸子	主任児童委員	児童福祉	
4	屋宜 恵美子	主任児童委員	児童福祉	
5	伊集 守和	八重瀬町副町長	教育行政	
6	新垣 清徳	八重瀬町教育長	教育行政	
7	外間 尚美	のびる保育園長	児童福祉	
8	長嶺 久美子	港川保育園長	児童福祉	委員長
9	上原 純子	母子保健推進員	母子保健	
10	古波津 真理	子育て支援センター	児童福祉	
11	渡名喜 庸清	具志頭幼稚園長	教育行政	

事務局

児童家庭課長 仲 里 美智子

担当 我那覇 洋 子

策定の経過

日 程	内 容 等
平成20年12月15日～平成21年 1 月31日	アンケート調査の実施
平成21年 7 月29日	第 1 回策定委員会
平成21年10月30日	専門委員会
平成21年11月12日	町立幼稚園園長へのヒアリング
平成21年11月16日	総務課へのヒアリング 保健師（母子保健担当）へのヒアリング
平成21年11月24日	学校教育課（指導主事）へのヒアリング
平成21年11月27日	町栄養士へのヒアリング
平成21年12月 4 日	社会福祉協議会へのヒアリング
平成21年12月24日	第 2 回策定委員会
平成22年 1 月18日	第 3 回策定委員会
平成22年 2 月18日	第 4 回策定委員会
平成22年 3 月30日	第 5 回策定委員会
平成22年 3 月31日	町長への答申

八重瀬町次世代育成支援行動計画

平成22年3月

発行：八重瀬町 児童家庭課

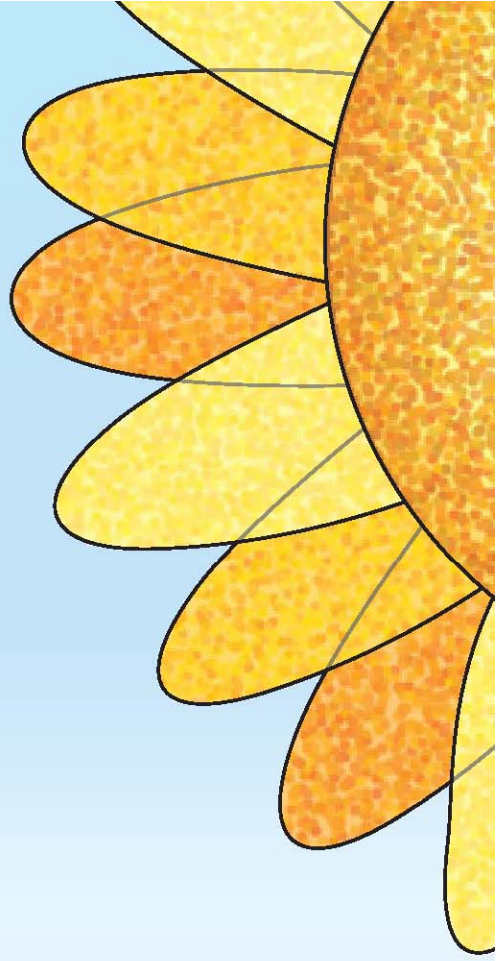
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭659番地

TEL：098-998-7163

協力：有限会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇115-1

TEL：098-888-3090



八重瀬町